

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1

-----  
規 則  
-----

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第42号**

**高知県事務処理規則の一部を改正する規則**

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「課室長」を「課長」に改め、同条第16号中「情報推進監、雇用対策監」を削り、同条第17号中「課室」を「課」に改め、「及び室（本庁の課の内部組織である室を除く。）」を削り、同条第18号中「課室長 課室」を「課長 課」に改め、同条第19号中「課室長補佐等 課室の課長補佐及び室長補佐」を「課長補佐等 課の課長補佐」に改める。

第3条中「課室長補佐等」を「課長補佐等」に、「当該課室長」を「当該課長」に改める。

第3条の2の表を次のように改める。

職名	事務の種類
企画監	担当事務
情報技術専門監	情報通信技術に関する企画及び指導の事務
危機管理指導監	危機管理に関する企画及び指導の事務
地震防災指導監	南海地震対策その他の防災対策に係る企画及び指導の事務
生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する特に高度の専門的事務
副参事	担当事務

第3条の3の表保健福祉推進監の項、環境農業推進監の項及び土木技術監の項を削る。

第4条及び第6条中「各課室」を「各課」に改める。

第11条第2項中「課室長」を「課長」に改める。

第12条第1項中「課室長（以下「主務課室長」を「課長（以下「主務課長」に改め、同項ただし書中「課室長又は課室長補佐等」を「課長又は課長補佐等」に改め、同条第2項中「主務課室長」を「主務課長」に改める。

第14条第1項中「決裁を」を「決裁等を」に、「決裁権者が」を「決裁権者等が」に、「課室長補佐等が」を「課長補佐等が」に、「当該課室長」を「当該課長」に改め、同項の表中

「決裁権者」を「決裁権者等」に、「主務課室長」を「主務課長」に、

課室長補 佐等を置 く課室	課室長	第3条の2の表 の左欄に掲げる 職にある者（担 当する事務（当	課室長が指定す る一の職員
---------------------	-----	------------------------------------------	------------------

		該事務を所掌する職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに休暇に関する事項を含む。)に限る。)課室長補佐等(課内室長等及び専門企画員にあつては、担当する事務に限る。)		
	課室長補佐等	課室長が指定する一の職員		
課室長補佐等を置かない課室	課室長	課室長が指定する一の職員		

を「

課長補佐等を置く課	課長	第3条の2の表の左欄に掲げる職にある者(担当する事務(当該事務を所掌する職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに休暇に関する事項を含む。)に限る。)課長補佐等(課内室長等及び専門企画員にあつては、担当する事務に限る。)	課長が指定する一の職員	
	課長補佐等	課長が指定する一の職員		
課長補佐等を置か	課長	課長が指定する一の職員		

ない課

に改める。

別表第1中

「

事務の種類	事項	決裁権者					合議先	備考
		専決権者						
		副 知 事	部 局 長	副 部 長 等	課 室 長	課 室 長 補 佐 等		

」

を「

事務の種類	事項	決裁権者					合議先	備考
		専決権者						
		副 知 事	部 局 長	副 部 長 等	課 長	課 長 補 佐 等		

」

に改め、同表の1の(3)の項中「所管課室」を「所管課」に改め、同表の1の(5)の項中「課室間」を「課間」に改め、同表の1の(6)の項中「課室」を「課」に改め、同表の2の(1)の項中「、知的財産に係るものについては知的財産課長に」を削り、同表の2の(7)の項及び2の(9)の項中「、行政管理課長」を「行政管理課長に、知的財産に係るものについては知的財産課長」に改め、同表の3の(4)のアの項中「部局連携官、」を削り、同表の3の(4)のウの項中「課室長」を「課長」に改め、同表の3の(4)のエの項中「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の3の(5)のアの項中「部局連携官、」を削り、同表の3の(5)のウの項中「課室長」を「課長」に改め、同表の3の(5)のエの項中「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の3の(6)のアの項中「課室長補佐等、危機管理指導監、交通安全推進監」を「課長補佐等、生活安全推進監」に改め、同表の3の(7)のアの項中「部局連携官、」を削り、同表の3の(7)のウの項中「課室長」を「課長」に、「税務調査監、消防防災指導監」を「危機管理指導監、地震防災指導監」に改め、同表の3の(8)のアの項及び3の(8)のイの項中「部局連携官、」を削り、同表の3の(8)のエの項中「課室長」を「課長」に改め、同表の3の(8)のオの項中「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の3の(10)のアの(ア)の項及び3の(10)のアの(イ)の項中「部局連携官、」を削り、同表の3の(10)のアの(エ)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の3の(10)のイの(ア)の項及び3の(10)のイの(イ)の項中「部局連携官、」を削り、同表の5の(8)の項中「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の6の(10)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の7の(6)の項中「※」を削り、同表7の(8)の項を次のように改める。

(8) 補助事業に起因して 得た財産の処分の承認に 関すること。					○		〃 ※	
----------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--------	--

別表第1の8の(1)の(ア)の項中「別に」を「新規の貸付金の貸付けの内定及び決定並びに債務負担行為に係る決裁と併せてなされる等の貸付金の貸付けの内定及び決定で、別に」に改め、同表の8の(2)の項を次のように改める。

(2) 貸付金の貸付変更に関する こと。	ア 変更後の額 が1件3,000万 円以上のもの				○			(1)において 財政課長に合 議したものにつ いては、財政 課長に合議 する。 ※
	イ 変更後の額 が1件1,000万 円以上3,000万 円未満のもの					○		〃 ※
	ウ 変更後の額 が1件1,000万 円未満のもの						○	〃 ※

別表第1の8の(4)の項中「要綱」を「貸付金の貸付けに係る要綱の制定」に改め、「※」を削り、同表の8の(5)の項中「要綱」を「貸付金の貸付けに係る要綱の改廃」に改め、同表の9の(1)の(ア)の項及び9の(1)の(イ)の項中「別に指定する工事」を「庁舎等の施設整備に係る建設工事」に改め、同表の9の(1)の(エ)の項中「別に指定する500万円以上の工事の施行決定については、財政課長に合議する。」を「〃」に改め、同表の10の(1)の(ア)の項を次のように改める。

ア 1件の契約 対象金額が1 億円以上のもの					○			次の(ア)から (ウ)までに掲 げるものに係 る施行決定の うち、別に指 定するものにつ いては、財政 課長に合議 する。 (ア) 庁舎等 の施設整備 に係る設計 等の委託 (イ) 県有施 設の管理運
------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

								営の委託 (ウ) 政策的 な新規の委 託
--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------

別表第1の10の(4)の項中「完了検査」を「検査」に改め、同表中10の(7)の項及び11の(1)のウの項を削り、11の(1)のエの項を11の(1)のウの項とし、11の(1)のオの項を11の(1)のエの項とし、11の(1)のカの項を11の(1)のオの項とし、11の(1)のキの項を11の(1)のカの項とし、同表の11の(1)のクの(ア)の項及び11の(1)のクの(イ)の項中「第16条第7号ただし書」を「第16条第8号ただし書」に改め、同表中11の(1)のクの項を11の(1)のキの項とし、11の(1)のケの項を11の(1)のクの項とし、11の(1)のコの項を11の(1)のケの項とし、11の(1)のサの項を11の(1)のコの項とし、11の(1)のシの項を11の(1)のサの項とし、11の(1)のスの項を11の(1)のシの項とし、同表の11の(2)の(ア)の項を次のように改める。

ア 高知県用品 等調達特別会 計で調達する 用品等の交付 請求					○			課長が適当と 認めるものにつ いては、課 長補佐等が専 決する。
---------------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	----------------------------------------------

別表第1の11の(2)の(イ)の(ア)の項中「重要物品」を「重要物品(高知県財産規則第64条に規定する重要物品をいう。以下同じ。)」に改め、同表の11の(2)の(カ)の項中「課室」を「課」に改め、同表の11の(4)のウの項中「課室長」を「課長」に改め、同表の11の(5)のエの項を次のように改める。

エ ウのうち年 度ごとの定例 的なもの					○		会計企画 課長	当初の計画か ら金額を変更 するものにつ いては、財政 課長に合議す る。 ※
---------------------------	--	--	--	--	---	--	------------	-----------------------------------------------------------

別表第1の12の(1)の項中「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の12の(2)の項を次のように改める。

(2) 歳出予算の流用に関 すること。					○		財政課長	
------------------------	--	--	--	--	---	--	------	--

別表第1の12の(3)の項から12の(5)の項まで、12の(15)の項及び12の(18)のキの項中「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の12の(18)のクの(ア)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の12の(18)のクの(イ)の項中「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の12の(18)のサの(ア)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の12の(18)のサの(ウ)の項及び12の(18)のシの項中「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の12の(18)のスの(ア)の項及び12の(18)のスの(イ)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の12の(18)のスの(ウ)の項中「課室長補佐等」を

「課長補佐等」に改め、同表の12の(18)のセの(ア)の項及び12の(18)のセの(イ)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の12の(18)のセの(ウ)の項中「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の12の(18)のソの(ア)の項、12の(18)のソの(イ)の項、12の(18)のタの(ア)の項、12の(18)のツの(ア)の項、12の(18)のテの項及び12の(18)のトの(ア)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の12の(18)のナの項を次のように改める。

ナ 貸付金										この事項の決裁は、8に定めるところによる。
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------

別表第1の12の(18)のニの(ア)の項中「Ⅱ」を「財政課長」に改め、同表の12の(18)のノの(ア)の項及び12の(18)のフの(ア)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の12の(20)の項中「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の12の(21)の項を次のように改める。

(21) 債務負担行為に関すること。			○					財政課長	
--------------------	--	--	---	--	--	--	--	------	--

別表第1備考1中「課室長」を「課長」に、「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に、「課室に」を「課に」に、「課室長」を「課長」に改め、同表備考2中「部局連携官及び」を削り、同表備考3中「保健福祉推進監」、「環境農業推進監」及び「土木技術監」を削り、同表備考4中「又は土木技術監」を削り、同表備考7中「3の(4)から(10)までの事項（(10)の事項については、旅費の支出を伴わないものに限る。）」を「3の(4)から(10)のAまでの事項」に改める。

別表第2の24の項を次のように改める。

24 歳入の戻出及び歳出の戻入に関すること。	○		所長が適当と認めるものについては、次長等が専決する。
------------------------	---	--	----------------------------

別表第2の25の項中「収入」を「収入（東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所にあつては、「こうちふるさと寄附金」に係るものを含む。）」に改め、同表の26の項中「該当する」を「掲げるものに係る」に改め、同表の27の項中「事務用機器等の賃借料等」を「所掌事務（29、30及び34に掲げるものに係るものを除く。）」に改め、同表備考19を削り、同表備考18中「高知県高知土木事務所高知港事務所及び鏡ダム管理事務所」を「高知県高知土木事務所鏡ダム管理事務所」に改め、「高知港事務所長」を削り、同備考を同表備考19とし、同表備考17中「高知県高知土木事務所高知港事務所」及び「高知港事務所長」を削り、同備考を同表備考18とし、同表備考16中「高知県高知土木事務所高知港事務所及び鏡ダム管理事務所」を「高知県高知土木事務所鏡ダム管理事務所」に改め、「高知港事務所長」を削り、同備考を同表備考17とし、同表備考15中「高知県高知土木事務所高知港事務所及び鏡ダム管理事務所」を「高知県高知土木事務所鏡ダム管理事務所」に改め、「高知港事務所長」を削り、同備考を同表備考16とし、同表備考14を同表備考15とし、同表備考13を同表備考14とし、同表備考12を同表備考13とし、同表備考11を同表備考12とし、同表備考10を同表備考11とし、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8中「及び高知農業改良普

及所、高知県中央西農業振興センター高吾農業改良普及所」を「高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所及び高吾農業改良普及所」に改め、同備考を同表備考9とし、同表備考7中「及び高知農業改良普及所、高知県中央西農業振興センター高吾農業改良普及所」を「高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所及び高吾農業改良普及所」に改め、同備考を同表備考8とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2中「高知県安芸福祉保健所地域支援室、高知県中央東福祉保健所地域支援室、高知県中央西福祉保健所地域支援室、高知県須崎福祉保健所地域支援室及び高知県幡多福祉保健所地域支援室に属する職員」を「高知県安芸福祉保健所地域支援室、総務保護課、健康障害課及び衛生環境課、高知県中央東福祉保健所地域支援室、総務保護課、健康障害課及び衛生環境課、高知県中央西福祉保健所地域支援室、総務保護課、健康障害課及び衛生環境課、高知県須崎福祉保健所地域支援室、総務保護課、健康障害課及び衛生環境課並びに高知県播多福祉保健所地域支援室、総務保護課、健康障害課及び衛生環境課に属する職員（当該地域支援室長、総務保護課長、健康障害課長及び衛生環境課長を除く。）」に、「当該地域支援室長」を「当該地域支援室長、総務保護課長、健康障害課長及び衛生環境課長」に改め、同備考を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 高知県中央東県税事務所一般税課及び自動車税課並びに高知県中央西県税事務所総務課、課税課及び納税課に属する職員（当該一般税課長及び自動車税課長並びに総務課長、課税課長及び納税課長を除く。）に係る11から13まで及び15から17までの事項については、当該一般税課長及び自動車税課長並びに総務課長、課税課長及び納税課長が専決するものとする。

別表第2備考20を削り、同表備考21を同表備考20とし、同表備考22を同表備考21とし、同表備考23を同表備考22とし、同表備考24を同表備考23とし、同表備考25を同表備考24とし、同表備考26を同表備考25とし、同表備考27を同表備考26とする。

別表第3の1の(1)の表、1の(2)の表、1の(3)の表、1の(4)の表、1の(5)の表、1の(6)の表、1の(7)の表、1の(8)の表及び1の(9)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課室長補佐等			

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者				合議先	備考
		知事	専決権者				

								副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長
--	--	--	--	--	--	--	--	-----	----	------	----	-------	----	----

に改め、同表の2中「政策企画部各課室」を「政策企画部各課」に改め、同表の2の(1)の表及び2の(2)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等			所長

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等			所長

に改め、同表の2の(3)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長			所長

を

										等									補佐等					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			所長

に改め、同表の2の(3)の表7の(3)の項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同表の2の(3)の表7の(6)の項を同表の2の(3)の表7の(7)の項とし、同表の2の(3)の表7の(5)の項を同表の2の(3)の表7の(6)の項とし、同表の2の(3)の表7の(4)の項中「県立大学学長」を「〃」に改め、同項を同表の2の(3)の表7の(5)の項とし、同表の2の(3)の表7の(3)の項の次に次のように加える。

(4) 県立大学の入学手数料等の免除 (高知県立学校授業料等徴収条例第6条第2項)																								〇		県立大学学長
-------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--------

別表第3の2の(3)の表7の項に次のように加える。

(8) 産業技術力強化法 (平成12年法律第44号) 第14条の規定による受託研究等に係る契約の締結に関すること。																										〇	〃
-----------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---

別表第3の2の(4)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課室長	課室長			所長

										等	補 佐 等								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考	
		知事	専決権者								受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長			

に改め、同表の2の(4)の表1の(3)の項中「又は」を「及び」に、「例によるとされる」を「例によることとされる」に改め、同表の2の(4)の表1の(4)の項中「又は」を「及び」に、「を定めること及び当該計画の」を「の策定及び」に改め、同表の2の(4)の表1の(5)の項中「及び調停又は」を「並びに調停及び」に改め、同表の2の(4)の表1の(9)の項中「法に特別の定めがある場合を除く自治紛争処理委員の調停に付すること及び自治紛争処理委員の任命」を「市町村相互の間及び市町村の機関相互の間の紛争の解決のために自治紛争処理委員を任命し、その調停に付すること。」に、「課室長」を「課長」に改め、同表の2の(4)の表1の(18)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の2の(4)の表1の(19)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の2の(4)の表1の(20)の項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に、「第286条第1項本文」を「第286条第1項」に、「課室長」を「課長」に改め、同表の2の(4)の表1の(21)の項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に、「第291条の3第1項本文」を「第291条の3第1項」に改め、同表の2の(4)の表1の(23)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の2の(4)の表1の(25)の項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に、「準用する法第286条第1項本文」を「読み替えて準用する法第286条第1項」に改め、同表の2の(4)の表1の(26)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の2の(4)の表2の項を次のように改める。

2 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号。以下この項において「法」という。)に関する	(1) 昭和29年度の赤字団体及び歳入欠陥を生じた団体の他の地方公共団体等に対する寄附金等の支出への同意(法第23条第2項)			○										
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。			○										

事務																			
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の2の(4)の表9の(7)の項中「報告の求め」を「報告の徴収」に改め、同表の2の(4)の表9の(8)の項中「全部又は一部の休止又は廃止」を「休廃止」に改め、同表の2の(4)の表10の(1)の項及び10の(2)の項中「の協議」を「に係る市町村からの協議」に改め、同表の2の(5)中「市町村合併支援室」を「市町村合併支援課」に改め、同表の2の(5)の表中

「

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考	
		知事	専決権者								受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等	所長			

を

「

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考	
		知事	専決権者								受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長			

に改め、同表の2の(5)の表3の(2)の項中「又は変更の協議」を「及び変更に係る合併協議会及び合併市町村の長からの協議」に改め、同表の2の(5)の表3の(3)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の2の(5)の表3の(5)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の2の(5)の表3の(8)の項中「市町村合併調整委員のあつせん又は調停に付すること及び市町村合併調整委員の任命」を「合併協議会の委員相互の間の協議が調わないときにおいて市町村合併調整委員を任命し、そのあつせん及び調停に付すること。」に改め、同表の2の(6)の表中

「

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考	
		知事	専決権者								受任者
			副	部	副	課	課	所			

			知事	局長	部長等	室長	室長補佐等	長	長		
--	--	--	----	----	-----	----	-------	---	---	--	--

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の2の(7)中「鳥獣対策室」を「鳥獣対策課」に改め、同表の2の(7)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐			

									等							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表の2の(7)の表(1)の項中「樹立（法第4条第1項）」を「作成及び変更（法第4条）」に改め、同表の2の(7)の表(2)の項中「樹立（法第7条第1項）」を「作成及び変更（法第7条）」に改め、同表の2の(7)の表(3)の項中「又は制限（法第12条第2項）」を「及び制限（法第12条第2項及び第3項）」に改め、同表の2の(7)の表(5)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の2の(7)の表(6)の項中「又は」を「及び」に、「鳥獣保護区に係る」を「当該違反者等を確認することができないときの原状回復等の措置の執行並びに鳥獣保護区の区域内での施設の設置等による」に、「第30条第2項」を「第30条第2項及び第3項」に、「第32条第1項」を「第32条第1項及び第3項」に改め、同表の2の(7)の表(9)の項中「第73条第2項」を「第73条第2項において読み替えて準用する同条第1項」に改め、同表の2の(8)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の2の(8)の表2の項中「清流・環境課長」を「環境対策課長」に改め、同表の2の(9)の表、2の(10)の表、2の(11)の表及び3の(1)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		

				副 知 事	部 局 長	副 部 局 長 等	課 室 長	課 室 長 補 佐 等	所 長	所 長		
--	--	--	--	-------------	-------------	-----------------------	-------------	----------------------------	--------	--------	--	--

を「

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知 事	専決権者					受 任 者		
			副 知 事	部 局 長	副 部 局 長 等	課 長	課 長 補 佐 等			

に改め、同表の3の(2)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知 事	専決権者					受 任 者		
			副 知 事	部 局 長	副 部 局 長 等	課 室 長	課 室 長 補 佐 等			

を「

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知 事	専決権者					受 任 者		
			副 知 事	部 局 長	副 部 局 長 等	課 長	課 長 補			

									等	佐 等							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--------	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表の3の(2)の表1の(1)の項中「法第7条第1項又は第2項に規定する者が対策計画を作成又は変更の届出をしない場合の届出をすべきことについて」を「対策計画を作成した者に対する当該対策計画の作成及び変更の届出をすべきこと」に改め、同表の3の(2)の表2の(1)の項中「協議」を「市町村からの協議」に改め、同表の3の(2)の表に次のように加える。

4 高知県 南海地震 による災 害に強い 地域社会 づくり条 例(平成 20年高知 県条例4 号。以下 この項に おいて 「条例」 という。)に 関する 事務	(1) 県有建築物耐震化実 施計画の作成(条例第9 条第2項)	○											関係する部 局長
	(2) 県有建築物耐震化実 施計画及び耐震診断の結果の公表(条例第9条第2項)				○								
	(3) 高知県震災復興計画 の作成(条例第31条第1 項)												課長が 別に定 める。
	(4) 高知県南海地震対策 行動計画の作成及び見直 し(条例第43条第1項及 び第44条第2項)	○											関係する部 局長
	(5) (1)から(4)までの 事項以外の条例に関する こと。							○					関係する課 長

別表第3の3の(3)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知 事	専決権者					受 任 者		
			副 知 事	部 局 長	副 部 局 長 等	課 室 長	課 室 長 補 佐 等			

を



事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の4中「健康福祉部各課室」を「健康福祉部各課」に改め、同表の4の(1)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の4の(1)の表22の項を次のように改める。

22 中国残留邦人等の円滑な帰国の促	(1) 町村長に対する資金の前渡に関すること。								○		福祉保健所長
	(2) 申請による支援給付								○		〃

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この項において「法」という。）に関する事務

の開始及び変更（法第14条4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）（以下この項において「保護法」という。）第24条第1項及び第5項）													
(3) 職権による支援給付の開始及び変更（保護法第25条第1項及び第2項）										○			〃
(4) 支援給付の停止及び廃止（保護法第26条）										○			〃
(5) 被支援者に対する指導及び指示（保護法第27条第1項）										○			〃
(6) 要支援者についての立入調査及び検診の受診命令並びに申請の却下並びに支援給付の変更、停止及び廃止（保護法第28条第1項及び第4項）										○			〃
(7) 生活支援給付、教育支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付の方法の決定（保護法第30条から第37条まで）										○			〃
(8) 被支援者が義務に違反したときの支援給付の変更、停止及び廃止（保護法第62条第3項）										○			〃
(9) 被支援者が返還すべき費用の額の決定及び債権の管理（保護法第63条及び第78条）										○			〃

(10) 葬祭支援給付を行う場合の遺留金品の処分(保護法第76条第1項)										○		〃
(11) 扶養義務者からの費用の徴収及び負担すべき額に係る家庭裁判所への申立て(保護法第77条第1項及び第2項)										○		〃
(12) 前渡した支援給付金品の返還の免除(保護法第80条)										○		〃
(13) 被支援者の後見人の選任の家庭裁判所への請求(保護法第81条)										○		〃
(14) (1)から(13)までの事項以外の法に関すること。									○			

別表第3の4の(1)の表中24の項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項の次に次のように加える。

23 支援・相談員の派遣等に関する事務	支援・相談員の委嘱に関すること。									○			
---------------------	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第3の4の(2)の表中

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

を

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の4の(2)の表1の(45)の項中「(44)」を「(46)」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(47)の項とし、同表の4の(2)の表1の(44)の項中「診療用高エネルギー放射線発生装置」を「診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置」に、「及び診療用放射線同位元素」を「並びに診療用放射線同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」に、「第24条」を「第24条の2」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(46)の項とし、同表の4の(2)の表1の(43)の項を同表の4の(2)の表1の(45)の項とし、同表の4の(2)の表1の(42)の項を同表の4の(2)の表1の(44)の項とし、同表の4の(2)の表1の(41)の項中「第7条の2第5項、第30条の3第12項、第30条の7」を「第7条の2第6項、第29条第5項、第30条の4第11項、第30条の11、第42条の2第2項」に、「第64条第3項」を「第64条第3項、第64条の2第2項」に、「第71条の2第1項」を「第71条の2」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(43)の項とし、同表の4の(2)の表1の(40)の項中「第68条」を「第68条第1項」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(42)の項とし、同表の4の(2)の表1の(39)の項を同表の4の(2)の表1の(41)の項とし、同表の4の(2)の表1の(38)の項中「収益業務を行う特別医療法人に対する当該収益業務」を「社会医療法人の認定の取消し及び社会医療法人に対する収益業務」に、「第64条の2」を「第64条の2第1項」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(40)の項とし、同表の4の(2)の表中1の(37)の項を1の(39)の項とし、1の(36)の項を1の(38)の項とし、1の(35)の項を1の(37)の項とし、1の(34)の項を削り、1の(33)の項を1の(36)の項とし、同表の4の(2)の表1の(32)の項中「(31)」を「(34)」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(35)の項とし、同表の4の(2)の表中1の(31)の項を1の(34)の項とし、1の(30)の項を1の(33)の項とし、1の(29)の項を1の(32)の項とし、1の(28)の項を1の(31)の項とし、1の(27)の項を1の(30)の項とし、同項の前に次のように加える。

(29) 医療法人に係る社会医療法人の認可(法第42条の2第1項)										○			
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第3の4の(2)の表1の(26)の項を同表の4の(2)の表1の(28)の項とし、同表の4の(2)の表1の(25)の項中「若しくは病院」を「並びに病院」に、「若しくは病床」を「及び病床」に、「又は診療所の療養病床の設置若しくは」を「並びに診療所の病床の設置及び」に改め、「療養病床に係る」を削り、「第30条の7」を「第30条の11」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(27)の項とし、同表の4の(2)の表1の(24)の項中「第30条の3第1項及び第10項」を「第30条の4第1項及び第30条の6」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(26)の項とし、同表の4の(2)の表1の(23)の項中「(14)、(15)、(19)、(20)又は(22)」を「(16)、(17)、(21)、(22)及び(24)」に改

め、同項を同表の4の(2)の表1の(25)の項とし、同表の4の(2)の表1の(22)の項を同表の4の(2)の表1の(24)の項とし、同表の4の(2)の表1の(21)の項中「及び診療所の療養病床」及び「(診療所の療養病床に係るものを除く。)」を削り、同項を同表の4の(2)の表1の(23)の項とし、同表の4の(2)の表中1の(20)の項を1の(22)の項とし、1の(19)の項を1の(21)の項とし、1の(18)の項を1の(20)の項とし、1の(17)の項を1の(19)の項とし、1の(16)の項を1の(18)の項とし、1の(15)の項を1の(17)の項とし、同表の4の(2)の表1の(14)の項中「に関する」を「に係る」に、「又は」を「及び」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(16)の項とし、同表の4の(2)の表1の(13)の項を同表の4の(2)の表1の(15)の項とし、同表の4の(2)の表1の(12)の項を同表の4の(2)の表1の(14)の項とし、同表の4の(2)の表1の(11)の項中「受理」を「受理及び公表」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(13)の項とし、同表の4の(2)の表1の(10)の項中「病院、診療所又は助産所」を「病院等」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(12)の項とし、同表の4の(2)の表1の(9)の項を同表の4の(2)の表1の(11)の項とし、同表の4の(2)の表1の(8)の項中「廃止」を「廃止等」に改め、同項を同表の4の(2)の表1の(10)の項とし、同表の4の(2)の表1の(7)の項を同表の4の(2)の表1の(9)の項とし、同表の4の(2)の表1の(6)の項を同表の4の(2)の表1の(8)の項とし、同項の前に次のように加える。

(7) 公的医療機関等に対する病床数の削減命令(法第7条の2第3項)			○						
------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(2)の表1の(5)の項中「への療養病床」を「の病床」に改め、「療養病床に係る」を削り、同項を同表の4の(2)の表1の(6)の項とし、同表の4の(2)の表中1の(4)の項を1の(5)の項とし、1の(3)の項を1の(4)の項とし、1の(2)の項の次に次のように加える。

(3) 医療機能情報に関する報告の受理及び当該報告事項の公表(法第6条の3第1項及び第2項並びに第5項)				○					
------------------------------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第3の4の(2)の表15の(38)の項中「(37)」を「(48)」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(49)の項とし、同表の4の(2)の表15の(37)の項中「から(7)まで及び(12)から(36)」を「(2)、(4)から(10)まで、(17)から(24)まで及び(26)から(45)」に、「又は」を「及び」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(48)の項とし、同項の前に次のように加える。

(46) 販売従事登録証の書換え交付(薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の11第1項)				○					
(47) 販売従事登録証の再交付(薬事法施行規則第159条の12第1項)				○					

別表第3の4の(2)の表15の(36)の項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改

め、同項を同表の4の(2)の表15の(45)の項とし、同表の4の(2)の表15の(35)の項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に、「政令」を「政令第46条第3項及び」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(44)の項とし、同表の4の(2)の表15の(34)の項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(43)の項とし、同表の4の(2)の表15の(33)の項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(42)の項とし、同表の4の(2)の表15の(32)の項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に、「交付」を「交付等」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(41)の項とし、同表の4の(2)の表中15の(31)の項を15の(40)の項とし、15の(30)の項を15の(39)の項とし、15の(29)の項を15の(38)の項とし、15の(28)の項を15の(37)の項とし、15の(27)の項を15の(36)の項とし、15の(26)の項を15の(35)の項とし、同表の4の(2)の表15の(25)の項中「薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。))」を「政令」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(34)の項とし、同項の前に次のように加える。

(33) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係る回収の報告の受理(法第77条の4の3及び政令第80条第1項第4号)							○			〃
-----------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---

別表第3の4の(2)の表15の(24)の項中「又は」を「及び」に、「第76条の8」を「第76条の8第1項」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(32)の項とし、同表の4の(2)の表15の(23)の項中「第76条の7」を「第76条の7第1項及び第2項」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(31)の項とし、同表の4の(2)の表15の(22)の項を同表の4の(2)の表15の(30)の項とし、同表の4の(2)の表15の(21)の項中「若しくは特例販売業者又は法第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくはは」を「及び特例販売業者並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び」に、「第81条」を「政令第80条第1項第4号」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(29)の項とし、同項の前に次のように加える。

(28) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の取消し等(法第74条の2及び政令第80条第1項第4号)							○			〃
----------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---

別表第3の4の(2)の表15の(20)の項中「又は一般販売業の管理者」を「並びに一般販売業並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業及び賃貸業の管理者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の総括製造販売責任者等」に、「第73条」を「第73条及び政令第80条第1項第4号」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(27)の項とし、同項の前に次のように加える。

(25) 医療機能情報に関する報告に係る是正命令等(法第72条の3)				○						
(26) 薬局開設者、一般販売業者及び特例販売業者							○			保健所長

並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び賃貸業者並びに薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に対する措置命令（法第72条の4及び政令第80条第1項第4号）														
-----------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(2)の表15の(19)の項中「又は」を「及び」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(24)の項とし、同表の4の(2)の表15の(18)の項中「若しくは特例販売業者又は法第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは」を「及び特例販売業者並びに高度管理医療機器等及び管理医療機器の販売業者及び」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(23)の項とし、同表の4の(2)の表中15の(17)の項を15の(22)の項とし、15の(16)の項を15の(21)の項とし、15の(15)の項を15の(20)の項とし、同表の4の(2)の表15の(14)の項中「又は」を「及び」に、「第40条第1項及び同条第2項」を「第40条第1項及び第2項」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(19)の項とし、同表の4の(2)の表15の(13)の項中「管理医療機器」を「管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）」に、「又は」を「及び」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(18)の項とし、同表の4の(2)の表15の(12)の項中「又は」を「及び」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(17)の項とし、同表の4の(2)の表15の(11)の項中「又は」を「及び」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(16)の項とし、同項の前に次のように加える。

(14) 登録販売者試験の実施（法第36条の4第1項）					○								
(15) 登録販売者の販売従事登録（法第36条の4第2項）					○								

別表第3の4の(2)の表15の(10)の項を同表の4の(2)の表15の(13)の項とし、同表の4の(2)の表15の(9)の項を同表の4の(2)の表15の(12)の項とし、同表の4の(2)の表15の(8)の項中「又は」を「及び」に、「品目指定」を「品目の指定」に、「第24条及び」を「第24条並びに第26条第1項及び第3項ただし書並びに」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(11)の項とし、同表の4の(2)の表15の(7)の項を同表の4の(2)の表15の(10)の項とし、同項の前に次のように加える。

(8) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る軽微な変更の届出の受理（法第14条第10項及び政令第80条第1項第1号）						○							〃
(9) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る製						○							〃

造販売の届出の受理（法第14条の9及び政令第80条第1項第3号）													
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(2)の表15の(6)の項中「承認」を「承認及び品目に係る事項の変更の承認」に、「第14条第1項及び第81条」を「第14条第1項及び第9項並びに政令第80条第1項第1号」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(7)の項とし、同表の4の(2)の表15の(5)の項中「第81条」を「同条第6項及び同条第7項において準用する同条第3項並びに政令第80条第1項第2号」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(6)の項とし、同表の4の(2)の表15の(4)の項中「第81条」を「薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第80条第1項第1号」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(5)の項とし、同表の4の(2)の表15の(3)の項中「〃」を「保健所長」に改め、同項を同表の4の(2)の表15の(4)の項とし、同表の4の(2)の表15の(2)の項の次に次のように加える。

(3) 薬局機能情報に関する報告の受理及び当該報告事項の公表（法第8条の2第1項及び第2項並びに第5項）					○								
------------------------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(3)中「医師確保推進室」を「医師確保推進課」に改め、同表の4の(3)の表中「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長	課室長補佐等			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐			

								等					
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

に改め、同表の4の(3)の表1の項を次のように改める。

1 自治医科大学医学部入学試験委員会に関する事務	(1) 自治医科大学医学部入学試験委員の申出に關すること。					○							
	(2) 自治医科大学医学部入学試験試験担当員の委嘱に關すること。					○							
	(3) 自治医科大学医学部入学試験第一次学力試験の及第者の決定に關すること。					○							
	(4) 自治医科大学医学部入学試験第一次試験の合格者の決定に關すること。					○							

別表第3の4の(3)の表3の(3)の項中「及び(2)」を「から(3)まで」に改め、同項を同表の4の(3)の表3の(4)の項とし、同表の4の(3)の表3の(2)の項を同表の4の(3)の表3の(3)の項とし、同表の4の(3)の表3の(1)の項を同表の4の(3)の表3の(2)の項とし、同項の前に次のように加える。

(1) 高知県ナースセンターの指定 (法第14条第1項)						○							
------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(4)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考	
		知事	専決権者								受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等	所長			

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の4の(4)の表1の(1)の項中「健康増進計画」を「都道府県健康増進計画」に改め、同表の4の(4)の表1の(4)の項中「(3)」を「(5)」に改め、同項を同表の4の(4)の表1の(6)の項とし、同表の4の(4)の表1の(3)の項の次に次のように加える。

(4) 健康増進事業の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助 (法第19条の3)							○						〃
(5) 生活習慣相談等及び健康増進事業の実施の状況に関する市町村からの報告の徴収 (法第19条の4)							○						〃

別表第3の4の(4)の表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、同項の次に次のように加える。

18 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。) に関する事務	(1) 自立支援医療費 (育成医療) の支給認定 (不承認を含む。) (法第54条第1項)							○					
	(2) (1)の事項以外の法に關すること。(自立支援医療 (法第5条第18項に規定する自立支援医療をいう。)のうち育成医療 (障害者自立支援法施行令 (平成18年政令第10号) 第1条第1号に規定								○				

する育成医療をいう。)に係るものに限る。)

別表第3の4の(4)の表19の項から23の項までを削り、同表の4の(5)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の4の(5)の表5の項中「社会福祉・医療事業団法(昭和59年法律第75号)」を「独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)」に、「社会福祉・医療事業団への」を「独立行政法人福祉医療機構への」に改め、同表の4の(6)中「障害福祉課」を「障害保健福祉課」に改め、同表の4の(6)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐			

等

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の4の(6)の表1の(1)の項中「身体障害者更正相談所」を「身体障害者更生相談所」に改め、同表の4の(6)の表2の(6)の項を次のように改める。

(6) その負担能力に応じ徴収する費用の額の決定(法第56条第2項)									○		〃
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---

別表第3の4の(6)の表8の(1)の項中「に関すること。」を削り、同表の4の(6)の表8の(2)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の4の(6)の表10の項を削り、同表の4の(6)の表11の項を同表の4の(6)の表10の項とし、同表の4の(6)の表12の(8)の項中「第50条第1項、第3項及び第4項」を「第50条第1項並びに同条第3項及び第4項において準用する同条第1項」に改め、同表の4の(6)の表12の(20)の項中「(19)」を「(25)」に、「更正医療」を「育成医療」に、「に限る」を「を除く」に改め、同項を同表の4の(6)の表12の(26)の項とし、同表の4の(6)の表中12の(19)の項を12の(25)の項とし、12の(18)の項を12の(24)の項とし、12の(17)の項を12の(23)の項とし、12の(16)の項を12の(22)の項とし、12の(15)の項を12の(21)の項とし、12の(14)の項を12の(20)の項とし、12の(13)の項を12の(19)の項とし、12の(12)の項を12の(18)の項とし、12の(11)の項を12の(17)の項とし、12の(10)の項を12の(16)の項とし、同表の4の(6)の表12の(9)の項中「更正医療」を「育成医療」に、「第1条第2号」を「第1条第1号」に、「(20)」を「(26)」に、「に限る。(10)から(14)」を「を除く。(16)から(20)」に改め、同項を同表の4の(6)の表12の(15)の項とし、同表の4の(6)の表12の(8)の項の次に次のように加える。

(9) 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定及び支給認定の変更の申請書の市町村からの受理(法第53条及び第56条第1項)									○		高知県立精神保健福祉センター所長
(10) 自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定(不承認を含む。)(法									○		〃

第54条第1項)																			
(11) 自立支援医療費（精神通院医療）の自立支援医療受給者証の交付（法第54条第3項）											○								〃
(12) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の変更の認定及び自立支援医療受給者証の変更記載等（法第56条第2項及び第4項）											○								〃
(13) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の取消し及び自立支援医療受給者証の返還請求（法第57条）											○								〃
(14) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医療）の市町村からの受理（障害者自立支援法施行令第32条）											○								〃

別表第3の4の(6)の表12の項を同表の4の(6)の表11の項とし、同項の次に次のように加える。

12 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 指定病院の指定（法第19条の8）										○										
	(2) 法第23条から第26条の3までの規定による申請、通報及び届出に基づき行われる指定医の診察等（法第27条第1項及び第2項）																		○	保健所長	
	(3) (2)の指定医の診察に係る現に本人の保護の任に当たっている者への通知（法第28条第1項）																			○	〃
	(4) (2)の指定医の診察の結果に基づく入院措置（法第29条第1項及び第																			○	〃

3項)																				
(5) 緊急を要する場合の入院措置（法第29条の2第1項及び第2項並びに同条第4項において準用する法第29条第3項）																			○	〃
(6) 入院措置のための移送等（法第29条の2の2）																			○	〃
(7) 指定医による診察の結果等に基づく入院措置の解除（法第29条の4）																			○	〃
(8) 措置入院者等からの入院に要する費用の徴収（法第31条）																			○	〃
(9) 医療保護入院者の入院時の届出の保健所からの受理（法第33条第7項）																			○	高知県立精神保健福祉センター所長
(10) 医療保護入院者の退院時の届出の保健所からの受理（法第33条の2）																			○	〃
(11) 応急入院の措置に係る届出の保健所からの受理（法第33条の4第5項）																			○	〃
(12) 医療保護入院等のための移送等（法第34条）																			○	保健所長
(13) 措置入院者及び医療保護入院者に係る定期の報告の保健所からの受理（法第38条の2第1項及び同条第2項において読み替えて準用する同条第1項）																			○	高知県立精神保健福祉センター所長

(14) 定期の報告及び入院時の届出等に係る高知県精神医療審査会への通知（法第38条の3第1項及び第5項）										○		〃
(15) 定期の報告及び入院時の届出等に係る高知県精神医療審査会の審査結果通知の受理（法第38条の3第2項（同条第6項において準用する場合を含む。））										○		〃
(16) 退院等の請求の受理（法第38条の4）										○		〃
(17) 退院等の請求に係る高知県精神医療審査会への通知（法第38条の5第1項）										○		〃
(18) 退院等の請求に係る高知県精神医療審査会の審査結果通知の受理（法第38条の5第2項）										○		〃
(19) 退院時の請求に係る高知県精神医療審査会の審査結果及びこれに基づき知事が採った措置の通知（法第38条の5第6項）										○		〃
(20) 精神科病院の管理者に対する精神科病院に入院中の者の処遇の改善命令及び退院命令並びに当該命令に従わないときの医療の提供の制限命令（法第38条の7第1項、第2項及び第4項）									○			
(21) 措置入院者の仮退院の許可（法第40条）										○		保健所長

(22) 精神障害者保健福祉手帳の申請の市町村からの受理（法第45条1項）											○		高知県立精神保健福祉センター所長
(23) 精神障害者保健福祉手帳の申請の承認及び交付並びに精神障害の状態にあることの認定（法第45条第2項及び第4項）											○		〃
(24) 精神障害者保健福祉手帳の申請の不承認等の通知（法第45条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。））											○		〃
(25) 精神障害者保健福祉手帳の返還の市町村からの受理（法第45条の2第1項）											○		〃
(26) 指定医による診察に基づく精神障害の状態がなくなったことの認定及び当該認定の通知並びに精神障害者保健福祉手帳の返還の命令（法第45条の2第3項及び第4項並びに同条第5項において準用する法第45条第3項）											○		〃
(27) 精神障害者社会適応訓練事業の実施（法第50条）											○		〃
(28) 精神障害者保健福祉手帳の変更届の市町村からの受理（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この項											○		〃



において「政令」という。)第7条第2項)																					
(29) 精神障害者保健福祉手帳の精神障害の状態にあることの認定の申請の市町村からの受理及び承認並びに交付(政令第8条第1項及び第2項)																			○		〃
(30) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請の市町村からの受理及び承認並びに交付(政令第9条)																			○		〃
(31) 精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の市町村からの受理及び再交付(政令第10条第1項及び第3項)																			○		〃
(32) 失った精神障害者保健福祉手帳を発見したことによる返還及び精神障害者保健福祉手帳の死亡による返還の市町村からの受理(政令第10条第2項及び第3項並びに第10条の2)																			○		〃
(33) 精神障害者の保護者等の変更の届出の保健所からの受理(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和40年高知県規則第83号)第11条)																			○		〃
(34) (1)から(33)までの事項以外の法に關すること。																			○		

別表第3の4の(6)の表13の項を削り、同表の4の(6)の表14の(1)の項中「に關すること。」を削り、同表の4の(6)の表14の(2)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の4の(6)の表14の項を同表の4の(6)の表13の項とし、同表の4の(6)の表15の(3)の項中「に關すること。」を削

り、同表の4の(6)の表15の(4)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の4の(6)の表15の項を同表の4の(6)の表14の項とし、同表の4の(6)の表16の項を同表の4の(6)の表15の項とし、同表の4の(6)の表に次のように加える。

16 高知県精神科病院における任意入院患者の症状等の報告に關する条例(平成18年高知県条例第48号)に關する事務	任意入院者の症状等の報告の保健所からの受理(高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に關する条例第2条及び高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に關する条例施行規則(平成18年高知県規則第131号)第2条)																			○		高知県立精神保健福祉センター所長
17 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に關する事務	自殺対策基本法に關すること。																			○		
18 高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に關する条例(昭和48年高知県条例第2号)に關する事務	手数料の減免(高知県立精神保険福祉センターの設置及び管理に關する条例第4条)																				○	高知県立精神保健福祉センター所長
19 訓練手当支給規則(昭和50年高知県規則第36号)に	訓練手当の受給資格の認定(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第4号及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭																			○		

関する事務	和51年労働省令第38号) 第1条の2に規定する知的障害者並びに障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第1条の4に規定する精神障害者に係るものに限る。) (訓練手当支給規則第9条第2項)																				
20 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 障害者雇用対策基本方針についての厚生労働大臣への意見の具申(法第7条第3項)			○																	
	(2) 障害者雇用支援センター及び障害者就業・生活支援センターの指定(法第27条第1項及び第33条)			○																	

別表第3の4の(7)の表中

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

を

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副	部	副	課	課			

												知事	局長	部長等	長	長補佐等	長	長				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	----	-----	---	------	---	---	--	--	--	--

に改め、3の項を削り、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 児童虐待が行われているおそれがあるときの保護者に対する児童同伴の出頭要求等及び再出頭要求等(法第8条の2及び第9条の2)																○				児童相談所長	
	(2) 児童の住所及び居所への立入調査等(法第9条第1項)																	○				〃
	(3) 児童の住所及び居所への臨検、児童の捜索等並びに許可状の請求及び交付(法第9条の3第1項から第3項まで及び第5項)																	○				〃
	(4) 臨検等の結果の報告の受理(法第10条の3)																	○				〃
	(5) 児童福祉法第27条第1項第2号の指導を受けない保護者への勧告(法第11条第3項)																	○				〃
	(6) 児童の一時保護及び一時保護委託(法第11条第4項)																	○				〃
	(7) 保護者に対する接近禁止命令等(法第12条の4第1項、第2項、第4項及び第6項)												○									
	(8) 高知県児童福祉審議会への報告(法第13条の4)																	○				
	(9) (1)から(8)までの																	○				

	事項以外の法に関すること。									
--	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(7)の表11の項を次のように改める。

11	独立行政法人福祉医療機構法に関する事務	独立行政法人福祉医療機構への借入申込みに係る意見書の交付に関すること。									この事務の決裁は、高齢者福祉課の独立行政法人福祉医療機構に関する事務の決裁について定めるところによる。
----	---------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------------------------------------

別表第3の4の(8)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課室長 課室長補佐等			

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者				合議先	備考
		知事	専決権者		受任者		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表の4の(8)の表1の項中「昭和25年法律第144号。」を削り、同表の4の(8)の表1の(21)の項中「遺留金・品」を「遺留金品」に改め、同表の4の(8)の表2の(1)の項及び2の(3)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の4の(8)の表4の(1)の項中「第6条の3第2項」を「第6条の2第2項」に、「課室長」を「課長」に改め、同表の4の(8)の表7の(1)の項及び7の(3)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の4の(8)の表8の(1)の項及び8の(2)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の4の(8)の表8の(3)の項中「又は」を「及び」に、「第76条」を「第76条第1項」に改め、同表の4の(8)の表8の(4)の項中「又は」を「及び」に、「第83条」を「第83条第1項」に改め、同表の4の(8)の表8の(5)の項中「又は」を「及び」に、「第90条」を「第90条第1項」に改め、同表の4の(8)の表8の(6)の項中「第100条」を「第100条第1項」に改め、同表の4の(8)の表8の(7)の項中「又は」を「及び」に、「第112条」を「第112条第1項」に改め、同表の4の(8)の表8の項に次のように加える。

(8)	指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者であった者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、指定介護予防サービス事業者等に対する出頭の要求並びに関係者に対する質問及び設備等の検査 (法第115条の6第1項)					○					〃	
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

別表第3の4の(8)の表9の(2)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の4の(9)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課室長 課室長補佐等			

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の4の(10)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の4の(10)の表38の(1)の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の5の(3)及び5の(4)を削り、同表の5の(2)中「清流・環境課」を「環境対策課」に改め、同表の5の(2)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者	合議先	備考
-------	----------	------	-----	----

知事	専決権者						受任者
	副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等	所長	

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、17の項を削り、同表の5の(2)の表16の項中「という。」を「という。」及び高知県公害紛争処理条例（昭和45年高知県条例第40号）」に改め、同表の5の(2)の表16の(5)の項中「法」を「法及び高知県公害紛争処理条例」に改め、同表の5の(2)の表16の項を同表の5の(2)の表17の項とし、同表の5の(2)の表中15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、同表の5の(2)の表12の(17)の項中「(16)」を「(18)」に改め、「（法第24条及び第25条に関する事務を除く。）」を削り、同項を同表の5の(2)の表12の(19)の項とし、同表の5の(2)の表中12の(16)の項を12の(18)の項とし、12の(15)の項を12の(17)の項とし、12の(14)の項を12の(16)の項とし、12の(13)の項を12の(15)の項とし、12の(12)の項を12の(14)の項とし、12の(11)の項を12の(13)の項とし、12の(10)の項の次に次のように加える。

(11) 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されるばいじん等の処理に関すること。（法第24条）										この事務の決裁は、法第24条第2項の規定により読み替えて適用される廃
-------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------

																					棄物の 処理及 び清掃 に関する 法律に 関する 事務の 決裁に ついて 定め ると ころ による。		
(12)	廃棄物の最終処分場の維持管理に関すること。（法第25条）																				この事務の決裁は、法第25条第2項の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事務の決裁について定めるところによる。	の処理及 び清掃に 関する法 律（昭和 45年法律 第 1 3 7 号。以下 この項に おいて 「法」と いう。） に関する 事務	
																						の設置の許可（法第8条第1項）	
																						(2) 一般廃棄物処理施設に係る変更の許可（法第9条第1項）	○
																						(3) 一般廃棄物処理施設の改善及び使用の停止の命令並びに設置の許可の取消し（法第9条の2第1項並びに第9条の2の2第1項及び第2項）	○
																						(4) 一般廃棄物処理施設の譲受け及び借受けの許可（法第9条の5第1項）	○
																						(5) 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割の認可（法第9条の6第1項）	○
																						(6) 一般廃棄物処理施設の設置者の地位の相続による承継の届出の受理（法第9条の7第2項）	○
																						(7) 産業廃棄物処理業の許可及び当該許可の更新（法第14条第1項、第2項、第6項及び第7項）	○
																						(8) 産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可（法第14条の2第1項）	○
																						(9) 産業廃棄物処理業の事業の停止命令及び許可の取消し（法第14条の3及び第14条の3の2）	○
																						(10) 特別管理産業廃棄物処理業の許可及び当該許可の更新（法第14条の4第1項、第2項、第6項）	○

別表第3の5の(2)の表中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、3の項及び4の項を削り、2の項を5の項とし、1の項を4の項とし、同項の前に次のように加える。

1	廃棄物	(1)	一般廃棄物処理施設																					○
---	-----	-----	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

及び第7項)																			
(11) 特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可（法第14条の5第1項）			○																
(12) 特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止命令及び許可の取消し（法第14条の6において読み替えて準用する法第14条の3及び第14条の3の2）			○																
(13) 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び使用前の検査（法第15条第1項及び第15条の2第5項）			○																
(14) 産業廃棄物処理施設に係る変更の許可及び使用前の検査（法第15条の2の5第1項及び同条第2項において準用する法第15条の2第5項）			○																
(15) 産業廃棄物処理施設の改善及び使用の停止の命令並びに設置の許可の取消し（法第15条の2の6及び第15条の3）			○																
(16) 産業廃棄物処理施設の譲受け及び借受けの許可（法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項）			○																
(17) 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割の認可（法第15条の4において準用する法第9条の6第1項）			○																
(18) 産業廃棄物処理施設の設置者の地位の相続に			○																

よる承継の届出の受理（法第15条の4において準用する法第9条の7第2項）																			
(19) 産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準等が適用される者に対する改善命令（法第19条の3第2号）			○																
(20) 産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分を行った者に対する措置命令及び当該措置の執行等（法第19条の5、第19条の8及び第19条の9）			○																
(21) 排出事業者等に対する措置命令（法第19条の6）			○																
(22) 土地の形質の変更をした者に対する措置命令（法第19条の10）			○																
(23) 廃棄物再生事業者の登録（法第20条の2第1項）			○																
(24) 特定処理施設の設置者に対する事故時の応急措置命令（法第21条の2第2項）			○																
(25) 登録廃棄物再生事業者の登録の取消し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第22条）			○																
(26) 再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物のみの収集及び運搬を業として行う			○																

	者に係る指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号）																			
	(27) 再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物のみの処分を業として行う者に係る指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号）			○																
	(28) (1)から(27)までの事項以外の法に関すること。				○															
2	産業廃棄物処理の指導に関する事務	(1) 事前協議に関すること。			○															
		(2) 県外産業廃棄物受託協議に関すること。			○															
3	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 関連事業者及びフロン類回収業者等に対する勧告及び命令（法第20条）			○															
		(2) 引取業者の登録及び当該登録の更新（法第42条第1項及び第2項）			○															
		(3) 引取業者登録簿への登録の拒否（法第45条）			○															
		(4) 引取業者の登録の取消し及び事業の停止の命令（法第51条）			○															
		(5) フロン類回収業者の登録及び当該登録の更新（法第53条第1項及び第2項）			○															
		(6) フロン類回収業者登録簿への登録の拒否（法			○															

	第56条)																			
	(7) フロン類回収業者の登録の取消し及び事業の停止の命令（法第58条）			○																
	(8) 解体業の許可及び当該許可の更新（法第60条第1項及び第2項）			○																
	(9) 解体業の許可の取消し及び事業の停止の命令（法第66条）			○																
	(10) 破砕業の許可及び当該許可の更新（法第67条第1項及び第2項）			○																
	(11) 破砕業の事業の範囲の変更の許可（法第70条第1項）			○																
	(12) 破砕業の許可の取消し及び事業の停止の命令（法第72条において読み替えて準用する法第66条）			○																
	(13) 法第80条第1項、第81条第1項から第12項まで及び第87条の規定を遵守していないと認められる関連事業者に対する勧告及び命令（法第90条第1項及び第3項）			○																
	(14) (1)から(13)までの事項以外の法に関すること。				○															

別表第3の5の(2)を同表の5の(3)とし、同表の5の(1)中「循環型社会推進課」を「環境共生課」に改め、同表の5の(1)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者			合議先	備考
		知事	専決権者	受任		

											者
											所長
											所長
											課長
											課長補佐等
											副部長等
											部局長
											副知事

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長			

に改め、2の項を削り、同表の5の(1)の表に次のように加える。

2 高知県 清流保全 条例（平 成元年高 知県条例 第35号。 以下この 項におい て「条例 」という。 ）に 関する事 務	(1) 清流保全基本方針の 策定（条例第8条第1 項）		○								
	(2) 清流保全基本方針に 係る河川管理者等との協 議及び高知県環境審議会 の意見の聴取（条例第8 条第3項（同条第5項に おいて準用する場合を含 む。））			○							
	(3) 清流保全基本方針の 公表（条例第8条第4項 （同条第5項において準 用する場合を含む。））					○					
	(4) 清流保全基本方針の 変更（条例第8条第5 項）				○						
	(5) 清流保全計画の策定				○						

	及び変更（条例第9条第 1項及び第5項）																		
	(6) 清流保全計画に係る 河川管理者等との協議及 び関係市町村長等の意見 の聴取（条例第9条第3 項（同条第5項において 準用する場合を含む。））						○												
	(7) 清流保全計画の關係 市町村長への通知及び公 表（条例第9条第4項 （同条第5項において準 用する場合を含む。））						○												
	(8) 清流保全協議会の設 置（条例第10条）						○												
	(9) 清流保全に関する重 要な事項に係る環境審議 会の意見聴取（条例第17 条）						○												
3 高知県 四万十川 の保全及 び流域の 振興に関 する基本 条例（平 成13年高 知県条例 第4号。 以下この 項におい て「条例 」とい う。）に 関する事 務	(1) 回廊地区、保全・活 用地区、共生モデル地区 及び原生林保全地区の指 定、拡張、縮小及び解除 （条例第11条第2項から 第6項まで並びに第12条 第1項、第3項、第5 項、第6項、第9項及び 第10項）						○												
	(2) 共生モデル地区の保 全に関する協定の締結、 変更及び廃止（条例第15 条第1項及び第3項）						○												
	(3) 回廊地区、保全・活 用地区及び原生林保全地 区内における行為に着手 した後に行為を廃止した 者に対する原状回復及び これに代わるべき必要な 措置の命令（条例第21条						○												



	第6項)																			
	(4) 清流基準の策定及び改定 (条例第23条第1項及び第4項)			○																
	(5) 生活文化財産の指定、変更及び解除 (条例第31条第1項及び第4項)			○																
	(6) 環境配慮指針の策定及び改定 (条例第32条第1項及び第3項)			○																
	(7) 流域振興ビジョンの策定及び改定 (条例第33条第1項及び第7項)			○																
	(8) 目標指標の策定及び変更 (条例第36条第1項及び第3項)			○																
	(9) 回廊地区、保全・活用地区及び原生林保全地区内における行為に係る違反者に対する行為の中止命令並びに原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令 (条例第50条第1項)			○																
	(10) 行為の中止命令等に従わない旨等の公表 (条例第51条第1項)			○																
	(11) 回廊地区、保全・活用地区及び原生林保全地区内における行為の不許可等による損失の補償 (条例第52条)			○																
	(12) (1)から(11)までの事項以外の条例に関すること。					○														
4	自然環 (1) 原生自然環境保全地			○																

境保全法 (昭和47年法律第85号。以下この項において「法」という。)に関する事務	域の指定、指定の解除、区域の変更及び区域の拡張についての環境大臣への意見の具申及び同意 (法第14条第2項、第3項及び第6項)																			
	(2) 原生自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更についての環境大臣への意見の具申 (法第15条第1項及び第3項)			○																
	(3) 原生自然環境保全地域に関する保全事業の一部執行 (法第16条第2項)			○																
	(4) 自然環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更及び区域の拡張並びに自然環境保全地域に関する保全計画の案についての環境大臣への意見の具申 (法第22条第3項及び第7項)			○																
	(5) 自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更についての環境大臣への意見の具申 (法第23条第3項において準用する法第22条第3項前段)			○																
	(6) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行に係る実地調査による損失の補償 (法第33条第4項)			○																
	(7) 他の工事及び他の行為により必要となった保全事業の執行に要する費用の原因者負担 (法第37			○																

	条)																			
	(8) 保全事業の執行に要する費用の受益者負担(法第38条)			○																
	(9) 県自然環境保全地域の特別地区(野生動植物保護地区を含む。)の指定及び区域の拡張についての環境大臣への協議(法第49条第1項)			○																
	(10) 高知県環境審議会への諮問(法第51条第2項)			○																
	(11) (1)から(10)までの事項以外の法に関すること。				○															
5 高知県自然環境保全条例(昭和48年高知県条例第27号。以下この項において「条例」という。)に関する事務	(1) 高知県自然環境保全基本方針の策定及び変更(条例第11条第1項及び第5項)			○																
	(2) 高知県自然環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更及び区域の拡張(条例第18条第1項及び第9項)			○																
	(3) 高知県自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更(条例第19条第1項及び第4項)			○																
	(4) 特別地区の指定、指定の解除及び区域の変更(条例第21条第1項及び第2項)			○																
	(5) 特別地区の区域内における木竹の伐採の方法及びその限度の指定(条				○															
	例第21条第3項)																			
	(6) 野生動植物保護地区の指定、指定の解除及び区域の変更(条例第22条第1項及び第2項)			○																
	(7) 普通地区内における行為に係る届出をした者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令(条例第23条第2項)			○																
	(8) 高知県自然環境保全地域における行為の中止命令並びに原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令(条例第24条第1項)			○																
	(9) 高知県自然環境保全地域における報告の徴収及び立入検査等(条例第25条第1項)			○																
	(10) 緑地環境保全地域の指定、指定の解除及び区域の変更(条例第27条第1項及び第3項)			○																
	(11) 自然記念物の指定及び指定の解除(条例第28条)			○																
	(12) 緑地環境保全地域の区域内における行為及び自然記念物に関する行為に係る行為の中止命令等並びに報告の徴収及び立入検査等(条例第30条において読み替えて準用する条例第24条第1項及び第25条第1項)			○																
	(13) 自然環境保全協定の			○																

	締結（条例第31条）																			
	(14) 特別地区内における行為の不許可等及び高知県自然環境保全地域等の指定等による損失の補償（条例第34条）			○																
	(15) (1)から(14)までの事項以外の条例に関する事。				○															
6	高知県自然保護基金条例（昭和46年高知県条例第28号）に関する事務	高知県自然保護基金の運用（高知県自然保護基金条例第4条）			○															財政課長
7	高知県立牧野植物園に関する事務	(1) 休園日の変更等（高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）			○															
		(2) 入園時間の変更（条例第4条ただし書）				○														
		(3) 植物及び図書（標本を含む。）の高知県立牧野植物園以外の場所での利用の承認（条例第5条）				○														
		(4) 植物、図書（標本を含む。）、施設、設備等の損傷及び亡失による損害の認定（条例第10条）				○														
		(5) 入園料及び使用料の額の決定（高知県立牧野植物園の設置及び管理に				○														財政課長
		に関する条例施行規則（昭和33年高知県規則第15号）第9条）																		
		(6) 入園料及び使用料の減免（高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項第3号及び第2項）					○													
		(7) (1)から(6)までの事項以外の高知県立牧野植物園に関する事。					○													
8	自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 国定公園の区域指定に係る環境大臣への申出（法第5条第2項）					○													
		(2) 国定公園の指定の解除及び区域の変更に係る環境大臣への意見の具申並びに国定公園の区域の拡張に係る環境大臣への申出（法第6条第2項）					○													
		(3) 国定公園に関する公園計画の決定に係る環境大臣への申出及び国定公園に関する公園事業の決定（法第7条第3項及び第4項）					○													
		(4) 国定公園の普通地域内の届出を要する行為をしようとする者及びした者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令（法第26条第2項）					○													
		(5) 国定公園内における行為に係る違反者等に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令並びに当該原状回復及びこれに代わるべき必					○													

要な措置の執行（法第27条第1項及び第2項）																				
(6) 国立公園に関する公園事業の執行に要する費用の負担に係る意見の具申（法第45条第2項）			○																	
(7) 公園事業の執行に要する費用の受益者負担（法第46条）			○																	
(8) 他の工事及び他の行為により必要となった公園事業の執行に要する費用の原因者負担（法第47条）			○																	
(9) 公園事業の執行に係る実地調査による損失の補償（法第52条第4項）			○																	
(10) 県立自然公園の特別地域の指定及び区域の拡張に係る国の関係地方行政機関の長への協議（法第66条第1項）			○																	
(11) 国定公園事業に係る施設等の改善命令、国定公園事業の執行の認可の取消し並びに国定公園事業者でなくなった者に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令（自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）第17条において読み替えて準用する同令第13条、第14条第2項及び第15条）			○																	
(12) (1)から(11)までの事項以外の法に関すること。						○														

9 高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	(1) 自然公園の区域指定（条例第5条第1項）			○																
	(2) 自然公園の指定の解除及び区域の変更（条例第6条第1項）			○																
	(3) 公園計画及び公園事業の決定（条例第7条第1項）			○																
	(4) 公園計画及び公園事業の廃止及び変更（条例第8条第1項）			○																
	(5) 自然公園の特別地域の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第13条第1項及び第3項）			○																
	(6) 自然公園の普通地域内の届出を要する行為をしようとする者及びした者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令（条例第15条第2項）			○																
	(7) 自然公園内における行為に係る違反者等に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令並びに当該原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の執行（条例第16条第1項及び第2項）			○																
	(8) 自然公園の集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第18条）			○																
	(9) 自然公園の特別地域内における行為の不許可等及び自然公園の指定等による損失の補償（条例			○																

	第33条第1項及び第2項)																		
	(10) 公園事業者に対する公園事業に係る施設並びにその管理及び経営の方法の改善命令（高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号。以下この項において「規則」という。）第13条）		○																
	(11) 公園事業の執行の認可の取消し（規則第14条第2項）		○																
	(12) 公園事業者でなくなった者に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令（規則第15条）		○																
	(13) (1)から(12)までの事項以外の条例に関する事。				○														
10 高知県立月見山こどもの森に関する事務	(1) 休園日の変更等（高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）		○																
	(2) 行為の許可等（条例第4条）				○														指定管理者が行うことができない場合に限る。
	(3) キャンプ場及びこどもの森ハウスの利用の許可等（条例第6条第1				○														〃
	項、第3項及び第4項）																		
	(4) キャンプ場及びこどもの森ハウスの供用時間の変更（条例第6条第2項ただし書）		○																
	(5) 許可の取消し等（条例第9条）	ア 条例及び条例に基づく規則の規定並びに利用の条件に違反し、並びに知事の指示に従わないとき。				○													指定管理者が行うことができない場合に限る。
		イ ア以外の場合で特に必要があると認めるとき。				○													
	(6) (1)から(5)までの事項以外の高知県立月見山こどもの森に関する事。				○														
11 高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場に関する事務	(1) 供用日の変更等（高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第5号。以下この項において「条例」という。）第3条ただし書）				○														
	(2) 行為の許可等（条例第4条）							○											指定管理者が行うことができない場合に限る。
	(3) テントサイトの利用							○											〃

	の許可等(条例第6条第1項、第3項及び第4項)																				
	(4) テントサイトの供用時間の変更(条例第6条第2項ただし書)			○																	
	(5) 許可の取消し等(条例第9条)	ア 条例及びア 条例に基づく規則の規定並びに利用の条件に違反し、並びに知事の指示に従わないとき。				○															
		イ ア以外の場合で特に必要があると認めるとき。				○															
	(6) 使用料の減免及び還付(条例第15条第3項において読み替えて準用する条例第13条及び第14条)					○															
	(7) (1)から(6)までの事項以外の高知県立室戸岬夕陽ヶ丘キャンプ場に関すること。					○															
12 高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号。以下この項において	(1) 高知県希少野生動植物保護基本方針の策定及び変更(条例第6条第1項及び第5項)					○															
	(2) 県指定希少野生動植物の指定及び指定の解除(条例第7条第1項及び第7項)					○															
	(3) 野生動植物保護区の					○															
	「条例」という。)に関する事務	指定及び指定の解除(条例第17条第1項及び第9項)																			
		(4) 特別保護地区の指定及び指定の解除(条例第18条第1項及び第2項)				○															
		(5) 立入制限地区の指定及び指定の解除(条例第19条第1項及び第3項)				○															
		(6) 保護緩衝地区の区域内における届出行為者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令(条例第20条第2項)				○															
		(7) 特別保護地区の区域内における行為に係る違反者、立入制限地区の区域内における行為に係る違反者並びに保護緩衝地区の区域内における無届け行為者及び命令違反者に対する原状回復命令及び必要な措置の命令(条例第21条第2項)				○															
		(8) 特別保護地区の区域内における行為に係る無申請及び虚偽の申請の行為者並びに措置命令に従わない者に対する氏名等の公表(条例第22条)				○															
		(9) 特別保護地区の区域内における行為の不許可等及び保護緩衝地区の区域内における行為に係る措置命令による損失の補償(条例第25条)				○															
		(10) 保護管理事業計画の策定及び変更(条例第26				○															

	条第1項及び第4項)																		
	(11) (1)から(10)までの事項以外の条例に関すること。																		
13 高知県 うみがめ 保護条例 (平成16 年高知県 条例第1 号。以下 この項に おいて 「条例」 という。) に関する 事務	(1) 生育地等保護区の指定及び指定の解除(条例第14条第1項及び第9項)																		
	(2) 生育地等保護区の区域内における行為の実施方法についての指示並びに生育地等保護区の区域内における行為に係る違反者に対する原状回復命令及び必要な措置の命令(条例第16条)																		
	(3) 生育地等保護区の区域内における行為の不許可等による損失補償(条例第19条)																		
	(4) (1)から(3)までの事項以外の条例に関すること。																		

別表第3の5の(1)を同表の5の(2)とし、同表に5の(1)として次のように加える。

(1) 文化環境企画課

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考											
		知事	専決権者				受任者													
			副知事	部長	副部長等	課長				課長補佐等	所長	所長								
高知県環境審議会条例(平成6	高知県環境審議会の庶務(高知県環境審議会条例第8条)																			

年高知県条例第21号)に関する事務																				
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の5の(5)中「文化推進課」を「文化・国際課」に改め、同表の5の(5)の表中

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考											
		知事	専決権者				受任者													
			副知事	部長	副部長等	課長				課長補佐等	所長	所長								

を

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考											
		知事	専決権者				受任者													
			副知事	部長	副部長等	課長				課長補佐等	所長	所長								

に改め、同表の5の(5)の表1の(1)の項及び1の(2)の項中「に関すること。」を削り、同表の5の(5)の表1の(3)の項及び1の(4)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の5の(5)の表1の(5)の項、2の(1)の項及び2の(2)の項中「に関すること。」を削り、同表の5の(5)の表2の(3)の項及び2の(4)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の5の(5)の表2の(5)の項及び3の(1)の項から3の(3)の項までの規定中「に関すること。」を削り、同表の5の(5)の表3の(4)の項及び3の(5)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の5の(5)の表3の(6)の項、4の(1)の項及び4の(2)の項中「に関すること。」を削り、同表の5の(5)の表4の(3)の項及び4の(4)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の5の(5)の表4の(5)の項及び5の(1)の項から5の(3)の項までの規定中「に関すること。」を削り、同表の5の(5)の表5の(4)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の5の(5)の表に次のように加える。

6 旅券法(昭和26	一般旅券の発給の申請の外務大臣への提出その他の																			
------------	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年法律第267号)に関する事務	旅券法に関すること。																		
-----------------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の5の(5)を同表の5の(4)とし、同表の5の(6)を削り、同表の5の(7)中「県民生活課」を「県民生活・男女共同参画課」に改め、同表の5の(7)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者					受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

に改め、同表の5の(7)の表1の(1)の項中「若しくは連鎖販売業を行う者又は」を「及び一般連鎖販売業者並びに」に、「第8条」を「第8条、第15条、第23条」に、「第18条第1項」を「第18条第1項から第3項まで」に改め、同表の5の(7)の表2の(1)の項を削り、同表の5の(7)の表2の(2)の項中「仮理事」を「一時役員の職務を行うべき者、一時代表理事の職務を行うべき者及び一時組合の清算人の職務を行うべき者」に、「第42条において準用する民法第56条」を「第30条の2第2項、法第30条の9第5項において準用する法第30条の2第2項及び法第73条において準用する法第30条の2第2項」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(1)の項とし、同表の5の(7)の表2の(3)の項中「第43条第3項」を「第40条第4項」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(2)の項とし、同表の5の(7)の表2の(4)の項中「共済事業規約」を「共済事業規約及び貸付事業規約」に、「又は」を「及び」に、「第43条第4項本文」を「第40条第5項及び第6項」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(3)の項とし、同表の5の(7)の表中2の(5)の項を2の(4)の項とし、2の(6)の項を2の(5)の項とし、2の(7)の項を2の(6)の項とし、同表の5の(7)

の表2の(8)の項中「第65条第2項」を「第69条第1項」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(7)の項とし、同表の5の(7)の表2の(9)の項中「消費生活協同組合」を「消費生活協同組合等」に、「から第93条の3まで」を「、第93条の2並びに第93条の3第1項及び第2項」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(8)の項とし、同表の5の(7)の表2の(10)の項中「消費生活協同組合」を「消費生活協同組合等」に、「第94条」を「第94条第1項から第5項まで」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(9)の項とし、同表の5の(7)の表2の(11)の項中「監督上の命令」を「共済事業等に係る監督上の処分」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(10)の項とし、同表の5の(7)の表2の(12)の項中「措置」を「処分」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(11)の項とし、同表の5の(7)の表2の(13)の項を削り、同表の5の(7)の表2の(14)の項中「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(12)の項とし、同表の5の(7)の表2の(15)の項中「(14)」を「(12)」に改め、同項を同表の5の(7)の表2の(13)の項とし、同表の5の(7)の表3の項から5の項までを次のように改める。

3 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 指定物資の小売業を行う者に対する指定物資の標準価格及び販売価格を表示すべきことの指示並びに当該指示に従わない場合の公表(法第6条第2項及び第3項並びに国民生活安定緊急措置法施行令(昭和49年政令第4号。以下この項において「政令」という。)第4条第1項第2号)								○										
	(2) 指定物資を販売する者に対する標準価格に関する指示及び当該指示に従わない場合の公表(法第7条及び政令第4条第1項第2号)								○										
	(3) 指定物資を販売する者に対する報告の徴収及び立入検査等(法第30条第1項及び政令第4条第1項第2号)								○										
	(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。								○										
4 生活関連物資等の買占め	(1) 特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査(法第3条及び生								○										



及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下この項において「法」という。）に関する事務	活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令（昭和48年政令第200号。以下この項において「政令」という。）第2条第1項第2号)												
	(2) 特定物資の生産、輸入及び販売の事業を行う者に対する特定物資の売渡しに関する指示及び命令等（法第4条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに政令第2条第1項第2号)					○							
	(3) 特定物資の生産、輸入及び販売の事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査等（法第5条第1項及び政令第2条第1項第2号)					○							
	(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。					○							
5 不当品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 事業者に対する不当な表示等の違反行為の取りやめ及び当該違反行為が再び行われることを防止するための必要な事項等の指示（法第7条)					○							
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。					○							

別表第3の5の(7)の表6の(5)の項中「又は」を「及び」に、「第15条」を「第15条第1項」に、「課室長」を「課長」に改め、同表の5の(7)の表7の(1)の項中「又は」を「及び」に、「第20条の2」を「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成5年政令第19号。以下この項において「政令」という。）第8条第1項」に改め、同表の5の(7)の表7の(2)

の項中「又は」を「及び」に、「停止命令（法第11条第1項及び第20条の2）」を「停止命令並びに当該停止命令をした旨の公表（法第11条及び政令第8条第1項）」に改め、同表の5の(7)の表7の(3)の項中「求め並びにその」を「徴収及び」に、「第20条の2」を「政令第8条第1項」に改め、同表の5の(7)の表7の項に次のように加える。

(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。					○								
------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の5の(7)の表8の項を次のように改める。

8 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 卸売業者以外の販売業者に対する表示事項を表示し、及び遵守事項を遵守すべき旨の指示並びに当該指示に従わない場合の公表（法第4条及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）第3条第1項)					○							
	(2) 卸売業者以外の販売業者に対する報告の徴収及び立入検査（法第19条第1項並びに家庭用品品質表示法施行令第3条第1項及び第2項)					○							
	(3) (1)及び(2)の事項以外の法に関すること。					○							

別表第3の5の(7)の表9の(1)の項及び9の(2)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の5の(7)の表11の(1)の項及び11の(2)の項中「に関すること。」を削り、同表の5の(7)の表11の(3)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の5の(7)の表に次のように加える。

14 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に関する	(1) 特定非営利活動法人の設立の認証（法第9条第1項及び第10条第1項)					○							
	(2) 特定非営利活動法人の仮理事の選任（法第9条第1項及び法第30条において読み替えて準用する民法第56条)					○							
	(3) 特定非営利活動法人					○							

事務	の解散の認定（法第9条第1項及び第31条第2項）									
	(4) 解散した特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証（法第9条第1項及び第32条第2項）		○							
	(5) 特定非営利活動法人の合併の認証（法第9条第1項及び第34条第3項）		○							
	(6) 特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び検査（法第9条第1項及び第41条第1項）		○							
	(7) 特定非営利活動法人に対する改善命令（法第9条第1項及び第42条）		○							
	(8) 特定非営利活動法人の設立の認証の取消し（法第9条第1項並びに第43条第1項及び第2項）		○							
	(9) (1)から(8)までの事項以外の法に関すること。				○					
	15 こうち男女共同参画センターに関する事務	(1) 休館日の変更等（こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号。以下この項において「条例」という。）第4条第2項）		○						
		(2) 利用時間の変更（条例第5条第2項）				○				
(3) 施設、設備等の損傷及び亡失による損害の認			○							

	定（条例第14条）												
	(4) 使用料の額の決定（こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年高知県規則第122号）第8条）		○									財政課長	
	(5) (1)から(4)までの事項以外のこうち男女共同参画センターに関すること。				○								
16 女性保護事業に関する事務	緊急の保護及び自立のための援助を必要とする女性の自立支援施設への入退所の決定並びに移送及び被服等の支給の決定及び実施に関すること。									○		高知県女性相談支援センター所長	

別表第3の5の(7)を同表の5の(5)とし、同表の5の(8)を削り、同表の6中「土工労働部各課室」を「土工労働部各課」に改め、同表の6の(1)中「土工振興課」を「土工政策課」に改め、同表の6の(1)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部長	副部长等	課長			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副	部	副	課			

											知事	局長	部長等	長	長補佐等	長	長	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	----	-----	---	------	---	---	--

に改め、同表の6の(2)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課室長補佐等			所長

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課室長補佐等			所長

に改め、同表の6の(2)の表12の項中「課室長」を「課長」に改め、同表の6の(3)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課室長補佐			所長

														等				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課室長補佐等			所長

に改め、同表の6の(4)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等			所長

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課室長補佐等			所長

に改め、同表の6の(4)の表7の項中「(昭和50年高知県規則第36号)」を削り、「認定」を「認定(障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第1条の2に規定する知的障害者並びに障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号及び

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第1条の4に規定する精神障害者に係るものを除く。）」に改め、同表の6の(4)の表9の項中「雇用対策基本計画についての厚生労働大臣への意見の具申」を「雇用施策実施方針に関すること。」に、「第8条第6項」を「第5条」に改め、同表の6の(4)の表10を削り、同表の6の(4)の表11の項中「第46条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項を同表の6の(4)の表10の項とし、同項の次に次のように加える。

11 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 地域雇用開発計画の策定及び変更(法第5条第1項及び第7項)			○									
	(2) 地域雇用創造計画の策定及び変更(法第6条第1項及び第8項)			○									
	(3) 地域雇用創造計画の案に係る市町村長への意見の具申(法第6条第4項)			○									
	(4) (1)から(3)までの事項以外の法に関すること。				○								

別表第3の6の(4)の表中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を削り、16の項を14の項とし、同表の7の表中

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者							
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等	所長		

を

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者							
			副	部	副	課	課	所		

				知事	局長	部長等	長	長補佐等	長	長		
--	--	--	--	----	----	-----	---	------	---	---	--	--

に改め、同表の7の表4の(1)の項中「に關すること。」を削り、同表の7の表4の(3)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の8中「農業振興部各課室」を「農業振興部各課」に改め、同表の8の(1)の表、8の(2)の表及び8の(3)の表中

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者							
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等	所長		

を

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者							
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等	所長		

に改め、同表の8の(4)の表中

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者							合議先	備考
		知事	専決権者							
			副知事	部局長	副部長	課室長	課室長	所長		

											等	補佐等					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----	--	--	--	--	--

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長			

に改め、同表の8の(4)の表2の項に次のように加える。

(4) 養成部門における研修教育の科目及び時間数の承認（高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第11号。以下この項において「規則」という。）第3条）						○							
(5) 高等学校を卒業した者等と同等以上の学力を有することの認定（規則第7条第3号）							○			高知県立農業大学校長			
(6) 研修部門の研修教育の種類、内容及び時間数の承認（規則第19条）						○							
(7) 高知県立農業大学の管理に関する事項の承認（規則第29条）						○							

別表第3の8の(5)の表及び8の(6)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者				合議先	備考
		知	専決権者				

知事	専決権者	受任者	副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等	所長	所長
----	------	-----	-----	----	------	-----	--------	----	----

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長			

に改め、同表の8の(7)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部長	副部長等	課室長			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者				合議先	備考
		知事	専決権者				

				知事	局長	部長等	長	長補佐等	長	長									
--	--	--	--	----	----	-----	---	------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表の8の(7)の表2の項中「砂防課」を「防災砂防課」に改め、同表の9中「森林部各課室」を「森林部各課」に改め、同表の9の(3)を削り、同表の9の(2)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考	
		知事	専決権者					受任者			
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等				所長

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者							合議先	備考	
		知事	専決権者					受任者			
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等				所長

に改め、2の項及び3の項を削り、5の項を8の項とし、4の項を7の項とし、1の項の次に次のように加える。

2	森の工場推進モデル事業に関する事務	森の工場推進モデルの検査に関すること。								○		〃
3	造林関係事業に関する事	(1) 事業のしゅん工検査及び指導監督に関すること (高知県森林整備公社								○		〃

務	が実施するものを除く。)																		
	(2) 緊急間伐総合支援事業費補助金及び森林整備推進事業費交付金の内示、交付決定、確定及び支払に関すること。									○		〃							
	(3) 全体計画の認定及び承認に関すること。									○									
4	みどりの環境整備支援事業に関する事務	緑の環境整備支援事業の検査に関すること。								○		林業事務所長 (高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。)							
5	森林環境緊急保全事業に関する事務	(1) 森林環境緊急保全事業費補助金に係る検査に関すること。 (2) 森林環境緊急保全事業の実施に関する協定書の締結に関すること。								○		〃							
6	林業種苗に関する	(1) 育種母樹及び普通母樹並びに普通母樹及び								○		〃							

る事務	普通母樹林の伐採の届出の受理（林業種苗法（昭和45年法律第89号）第7条第3項）																
(2)	採種採穂園の改良及び維持管理並びにその一部の委託に関する事。															○	〃
(3)	(1)及び(2)の事項以外の林業種苗に関する事。												○				

別表第3の9の(2)を同表の9の(3)とし、同表の9の(1)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の9の(1)の表10の項中「森林研修センター（研修館）」を「高知県立森林研修センター（研修館）」に改め、同表の9の(1)の表10の(1)の項中「及び利用時間の変更」及び「及び第5条第2項」を削り、同表の9の(1)の表10の(11)の項中「又は」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同項を同表の9の(1)の表10の(13)の項とし、同表の9の(1)の表中10の(10)の項を10の(12)の項とし、10の(9)の項を10の(11)の項とし、10の(8)の項を10の(10)の項とし、

10の(7)の項を10の(9)の項とし、10の(6)の項を10の(8)の項とし、同項の前に次のように加える。

(7) 施設及び設備等の損傷及び亡失による損害の認定（条例第16条）												○					
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第3の9の(1)の表10の(5)の項中「条例」を「条例第15条第3項において準用する条例」に改め、同項を同表の9の(1)の表10の(6)の項とし、同表の9の(1)の表10の(4)の項中「条例」を「条例第15条第3項において準用する条例」に改め、同項を同表の9の(1)の表10の(5)の項とし、同表の9の(1)の表10の(3)の項中「取消し、利用の停止及び許可の条件の変更」を「取消し等」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項を同表の9の(1)の表10の(4)の項とし、同表の9の(1)の表10の(2)の項中「許可」を「許可等」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項を同表の9の(1)の表10の(3)の項とし、同表の9の(1)の表10の(1)の項の次に次のように加える。

(2) 利用時間の変更（条例第5条第2項）												○					
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第3の9の(1)の表に次のように加える。

14 造林関係事業に関する事務	事業のしゅん工検査及び指導監督に関する事（高知県森林整備公社が実施するものに限る。）。															○		林業事務所所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所所長に委任する。）
15 雇用創	事業のしゅん工検査及び															○		〃

出事業に関する事務	指導監督に関すること。													
-----------	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の9の(1)を同表の9の(2)とし、同表に9の(1)として次のように加える。  
(1) 森林政策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			
1 高知県立甫喜ヶ峰森林公園に関する事務	(1) 休園日の変更等（高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号。以下この項において「条例」という。）第3条第2項）							○	高知県中央東林業事務所長	
	(2) 利用時間の変更（条例第4条第2項）							○	〃	
	(3) 行為の制限（条例第5条）							○	高知県中央東林業事務所長（指定管理者が行うことができないう場合に限る。）	
	(4) 利用の許可等（条例第7条）							○	〃	
	(5) 許可の取消し等（条							○	〃	

例第10条)														
	(6) 使用料の減免（条例第16条第3項において読み替えて準用する条例第14条）									○				高知県中央東林業事務所長
	(7) 使用料の還付（条例第16条第3項において読み替えて準用する条例第15条）									○				〃
	(8) 施設、設備、機械器具等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第17条）			○										
2 県民参加の森づくり推進事業に関する事務	山の学習支援事業費補助金に係る検査に関すること。									○				林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）
3 森林環境緊急保全事業に関する事務	(1) 生きいきこうちの森づくり推進事業費補助金に係る検査に関すること。									○				〃



	(2) 森林保全ボランティア活動推進事業費補助金に係る検査に関すること。									○								〃
4 高知県立森林研修センター（情報交流館）に関する事務	(1) 休館日の変更等（森林総合センターの設置及び管理に関する条例（以下この項において「条例」という。）第4条第2項）									○								
	(2) 利用時間の変更（条例第5条第2項）									○								
	(3) 利用の許可等（条例第6条第3項及び同条第4項において読み替えて準用する同条第2項）									○								指定管理者が行うことができない場合に限る。
	(4) 利用の許可の取消し等（条例第7条第3項において読み替えて準用する同条第1項）									○								〃
	(5) 使用料の減免（条例第15条第3項において準用する条例第13条第1項）									○								
	(6) 使用料の還付（条例第15条第3項において準用する条例第14条第1項ただし書）									○								
	(7) 施設及び設備等の損傷及び亡失による損害の認定（条例第16条）									○								
	(8) 利用許可書及び利用変更許可書の交付等（森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行									○								

	規則（以下この項において「規則」という。）第6条第1項及び第8条第1項）																		きない場合に限る。
4 高知県立森林研修センター（情報交流館）に関する事務	(9) 利用の取消しの届出の受理（規則第7条第1項）																		〃
	(10) 使用料減額（免除）承認通知書の交付等（規則第15条第5項）																		
	(11) 使用料還付決定通知書の交付等（規則第16条第3項）																		
	(12) 入場の制限（規則第20条）																		指定管理者が行うことができない場合に限る。
	(13) 施設及び設備等の汚損及び損壊の届出の受理並びにこれに対する指示（規則第21条）																		〃
	5 県民の森工石山に関する事務	県民の森工石山に関すること。																	○

別表第3の9の(4)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課室長	課室長補			

を

										佐等						
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の9の(4)の表3の(3)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の9の(4)の表4の(2)の項を削り、同表の9の(4)の表4の(3)の項を同表の9の(4)の表4の(2)の項とし、同表の9の(4)の表4の(4)の項中「から(3)」を「及び(2)」に改め、同項を同表の9の(4)の表4の(3)の項とし、同表の9の(4)の表5の(2)の項及び7の(2)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の9の(4)の表8の項中「県産材利用促進事業」を「県産材利用推進事業」に、「補助金の内示、交付決定、検査、支払及び確定」を「木づかい促進事業費補助金の検査」に改め、同表の9の(5)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副	部	副	課	課			

に改め、同表の9の(5)の表2の(9)の項中「対する罰則」を「罰則の適用を求める告発」に改め、同表の10の(1)中「漁業経営課」を「海洋政策課」に改め、同表の10の(1)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

に改め、同表の10の(1)の表2の項中「に係る特定第1号、第2号及び第3号漁業者」を「の設定等に係る特定第一号漁業者及び特定第二号漁業者」に、「第108条の2第6項」を「第108条第5項」に改め、同表の10の(1)の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、同表の10の(2)の表中

事務の種類	事項 (根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副	部	副	課	課			

											副 知 事	部 局 長	副 部 局 長	課 室 長	課 室 長 補 佐 等	所 長	所 長		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------	-------------	------------------	-------------	----------------------------	--------	--------	--	--

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者							合議先	備考
		知 事	専決権者					受 任 者		
			副 知 事	部 局 長	副 部 局 長 <th>課 長</th> <th>課 長 補 佐 等</th> <th>所 長</th> <th>所 長</th>	課 長	課 長 補 佐 等			

に改め、同表の10の(2)の表1の(1)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の10の(2)の表2の(13)の項中「(12)」を「(15)」に改め、同項を同表の10の(2)の表2の(16)の項とし、同表の10の(2)の表2の(12)の項中「無許可船」を「無許可船舶」に、「又は」を「及び」に改め、同項を同表の10の(2)の表2の(15)の項とし、同表の10の(2)の表2の(11)の項中「無許可船」を「無許可船舶」に改め、同項を同表の10の(2)の表2の(14)の項とし、同表の10の(2)の表2の(10)の項を同表の10の(2)の表2の(13)の項とし、同表の10の(2)の表2の(9)の項を同表の10の(2)の表2の(12)の項とし、同項の前に次のように加える。

(11) (10)のうち軽易なもの											○							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(2)の表2の(8)の項を同表の10の(2)の表2の(10)の項とし、同項の前に次のように加える。

(8) 漁業権の設定されている漁場内における岩礁破砕等の許可（規則第46条）											○							
(9) (8)のうち重要なもの				○														

別表第3の10の(2)の表2の(7)の項を削り、同表の10の(2)の表2の(6)の項中「又は」を「及び」に、「及び操業」を「並びに操業」に改め、同項を同表の10の(2)の表2の(7)の項とし、同表の10の(2)の表中2の(5)の項を2の(6)の項とし、2の(4)の項を2の(5)の項とし、2の(3)の項を2の(4)の項とし、2の(2)の項を2の(3)の項とし、2の(1)の項の次に次のよ

うに加える。

(2) (1)のうち軽易なもの											○						
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(2)の表3の(1)の項中「第8条第6項及び第7項」を「第8条第6項及び同条第7項において準用する同条第6項」に改め、同表の10の(2)の表3の(6)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の10の(2)の表3の(7)の項中「第26条第1項」を「第26条第1項ただし書」に改め、同表の10の(2)の表3の(8)の項中「又は法人」を「並びに法人」に、「若しくは」を「及び」に、「又は区画漁業権」を「及び区画漁業権」に改め、同表の10の(2)の表3の(13)の項中「錯誤による」を「錯誤によってした」に改め、同表の10の(2)の表3の(14)の項中「又は」を「及び」に、「第65条第7項」を「第65条第8項」に改め、同表の10の(2)の表3の(27)の項中「(26)」を「(27)」に改め、同項を同表の10の(2)の表3の(28)の項とし、同表の10の(2)の表3の(26)の項中「又は」を「及び」に改め、同項を同表の10の(2)の表3の(27)の項とし、同表の10の(2)の表3の(25)の項を同表の10の(2)の表3の(26)の項とし、同表の10の(2)の表3の(24)の項を同表の10の(2)の表3の(25)の項とし、同表の10の(2)の表3の(23)の項中「変更及び」を「変更並びに」に、「又は」を「及び」に改め、同項を同表の10の(2)の表3の(24)の項とし、同表の10の(2)の表3の(22)の項中「障害物除去」を「障害物の除去」に改め、同項を同表の10の(2)の表3の(23)の項とし、同表の10の(2)の表3の(21)の項を同表の10の(2)の表3の(22)の項とし、同表の10の(2)の表3の(20)の項中「及び」を「並びに」に、「又は」を「及び」に改め、同項を同表の10の(2)の表3の(21)の項とし、同表の10の(2)の表3の(19)の項中「第105条」を「第105条第1項及び第6項」に改め、同項を同表の10の(2)の表3の(20)の項とし、同表の10の(2)の表中3の(18)の項を3の(19)の項とし、3の(17)の項を3の(18)の項とし、3の(16)の項を3の(17)の項とし、3の(15)の項の次に次のように加える。

(16) (15)のうち軽易なもの											○						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(2)の表4の(2)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の10の(2)の表5の(3)の項中「第22条第1項及び第2項」を「第22条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の10の(2)の表5の(7)の項中「(6)」を「(7)」に改め、同項を同表の10の(2)の表5の(8)の項とし、同表の10の(2)の表5の(6)の項の次に次のように加える。

(7) (6)のうち軽易なもの											○						
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第3の10の(2)の表7の(3)の項中「又は業務の全部若しくは一部の停止（法第19条第1項）」を「及び事業の停止命令（法第19条）」に改め、同表の10の(2)の表7の(5)の項中「遊漁船団体」を「遊漁船業団体」に改め、同表の10の(2)の表12の(1)の項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同表の10の(2)の表12の(2)の項、12の(4)の項及び12の(6)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の10の(3)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者			合議先	備考
		知 事	専決権者			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課長	課長補佐等			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課長	課長補佐等			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課長	課長補佐等			

を

									者
									副知事

に改め、同表の11の(3)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課室長	課室長補			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課長	課長補佐等			

「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長	課室長	課室長補佐等			

」

に改め、同表の10の(4)の表5の項中「事務」を「事務（国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第6条第2項第1号イに規定する財産に限る。）」に改め、同表の10の(4)の表5の(2)の項中「（昭和23年政令第246号）」を削り、同表の11の(1)の表及び11の(2)の表中

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の11の(3)の表1の項を次のように改める。

1 職務発 明等に係 る権利の 取得及び 管理に関 する事務	(1) 職務発 明等の認 定及び特 許を受ける 権利等の承 継の決定			○						
	(2) 共同発 明等による 共同出願契 約に関する こと（商標 に関する事 項を除く。）			○					管財課 長 関係部 局長	職務発 明に係 る共同 出願契 約につ いては、 管財課 長に合 議を要 しない。
	(3) (2)に 伴う申請、 報告等に 関すること。				○					
	(4) 特例 実施補償金 の決定			○					人事課 長	
	(5) 不服 申立てに対 する決定			○					関係部 局長	
	(6) 特許 権等の実施 許諾に関 すること（ 商標に関 する事項を 除く。）			○					人事課 長 管財課	1 無 償貸 付け

																		長 関係部 局長	又は減 貸付の 場合は、 財政課 長に合 議する。 2 高知 県財産 規則第 16条た だし書 に該当 するもの につい ては、管 財課長 に合議 を要し ない。
(7)	(6)のうち 軽易又は 定例的な もの							○											
(8)	その他職 務発明等 の管理に 関すること （商標に 関する事 項を除く。）							○										関係部 局長	
(9)	(8)のうち 軽易又は 定例的な もの							○											高知県 財産規 則第16 条各号 に該当 するも

の(同条ただし書に該当するものを除く。)については、管財課長に合議する。

別表第3の12の(1)の表、12の(2)の表、12の(3)の表及び12の(4)の表中

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

に改め、同表の12の(5)の表中

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者	合議先	備考

知事	専決権者						受任者
	副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等	所長	所長

を

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課室長	課室長補佐等			

に改め、同表の12の(5)の表2の(1)の項中「第4条第1項」を「第4条第1項及び第3項」に改め、同表の12の(5)の表2の(2)の項中「又は」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の12の(5)の表2の(4)の項中「及び」を「並びに」に、「又は」を「及び」に改め、同表の12の(5)の表2の(9)の項中「対する罰則」を「罰則の適用を求める告発」に改め、同表の12の(5)の表3の(1)の項中「及び解除」を削り、同表の12の(5)の表3の(3)の項中「第18条第1項」を「第18条」に改め、同表の12の(5)の表3の(5)の項中「補償」を「補償並びに当該補償金額の原因者への負担措置」に、「第21条第1項から第3項まで」を「第21条第1項から第3項まで及び第5項」に改め、同表の12の(5)の表3の(9)の項中「対する罰則」を「罰則の適用を求める告発」に改め、同表の12の(5)の表4の(3)の項中「他人の土地の立入り及び一時使用に係る通知及び告知」を「土地の立入り及び土地の一時使用に係る通知等」に改め、同表の12の(5)の表4の(5)の項中「第7条第1項」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同表の12の(5)の表4の(7)の項中「又は」を「及び」に改め、「及び当該協議にかかる行為について変更をするときの協議」を削り、同表の12の(5)の表4の(8)の項中「取消し、」を「取消し等及び」に、「及び」を「並びに」に、「場合の」を「ときの」に改め、同表の12の(5)の表4の(10)の項中「施行命令」を「施行命令及び当該土地の所有者等を通知することができないときの必要な措置の執行」に、「第10条」を「第10条第1項及び第2項並びに同条第4項において準用する法第8条第2項」に改め、同表の12の(5)の表4の(11)の項中「対する罰則」を「罰則の適用を求める告発」に改め、同表の12の(5)の表5の(1)の項中「及び当該行為」を「並びに当該行為」に、「廃止又は終了した」を「廃止及び終了の」に改め、同表の12の(5)の表5の(2)の項中「及び許可」を「の許可内容」に、「法」を「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に改め、同表の12の(5)の表5の(3)の項中「の原状回復等(規則第8条)」を「による原状回復が不相当であることの認定及び当

該者に対する措置の指示（規則第8条第1項ただし書及び第2項）」に改め、同表の12の(5)の表6の(2)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の(5)の表6の項に次のように加える。

(5) 違反者等に対する許可の取消し等及び必要な措置の命令等並びに当該違反者等を確認することができないときの必要な措置の執行（法第20条第1項及び第2項）				○							
(6) 違反者等に罰則の適用を求める告発に関する事。 （法第29条から第33条まで）				○							
(7) (1)から(6)までの事項以外の法に関する事。								○			

別表第3の12の(6)の表、12の(7)の表及び12の(8)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課室長補佐			

等

に改め、同表の12の(9)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課室長補佐等			

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部局長	副部長等	課長	課室長補佐等			

に改め、9の項及び10の項を次のように改める。

9 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に関する事務	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する事。					○					
10 高齢者の居住の安定確保	高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する事。					○					

に関する法律（平成13年法律第26号）に関する事務																				
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の12の(10)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の12の(10)の表1の(1)の項中「第7条の6第1項ただし書第1号」を「第7条の6第1項第1号」に改め、同表の12の(10)の表1の(2)の項中「使用禁止又は使用の制限及び工事の施工停止等」を「工事の施工停止命令及び当該建築物の使用禁止、使用制限等」に改め、同表の12の(10)の表1の(3)の項中「又は使用の制限の命令及び工事の施工停止命令」を「及び使用制限の命令並びに工事の施工停止命令等」に改め、同表の12の(10)の表1の(4)の項中「及び(3)の必要な措置の命令の予告の通知及び」を「の命令に係る予告の通知及び公開による意見の聴取並びに(3)の仮の使用禁止及び使用制限の命令に係る」に、「第9条第2項及び第4項」を「第9条第2項及び第4項並びに同条第8項において準用する同条第4項」に改め、同表の12の(10)の表1の(5)の項中「報告の求め」を「報告の徴収」に、「第12条第3項及び第4項」を「第12条第5項及び第6項」に改め、同表の12の(10)の表1の(6)の項中「第86条第1項及び第6項並びに第86条の2」を「第86条第1項及び第8項並びに第86条の2第1項」に改め、同表の12の(10)の表1の(7)

の項を削り、同表の12の(10)の表1の(8)の項中「(7)」を「(6)」に改め、同項を同表の12の(10)の表1の(7)の項とし、同表の12の(10)の表2の(2)の項中「障害福祉課長」を「障害保健福祉課長」に改め、同表の12の(10)の表5の(1)の項中「又は」を「及び」に、「第9条」を「第9条第1項第4号」に改め、同表の12の(10)の表5の(4)の項中「必要な報告の求め」を「報告の徴収」に改め、同表の12の(10)の表6の(3)の項及び6の(7)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の(11)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

を

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考	
		知事	専決権者							受任者
			副知事	部長	副部長等	課長	課長補佐等			

に改め、同表の12の(11)の表1の(1)の項中「第3条の3」を「第3条の3第1項」に改め、同表の12の(11)の表1の(3)の項中「又は」を「及び」に、「で定める」を「に規定する」に改め、「（高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。）」を削り、同表の12の(11)の表1の(6)の項中「届出等（法第38条の2）」を「届出等の受理等（法第38条の2第1項、第4項、第5項及び第7項から第10項まで）」に改め、「（高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。）」を削り、同表の12の(11)の表1の(11)の項中「第56条の4」を「第56条の4第1項から第3項まで、第5項及び第6項」に改め、同表の12の(11)の表4の項を次のように改める。

4 国有財産法（以下この項において	(1) 国有財産の境界の確定の協議に関すること。（法第31条の3）								○		土木事務所長
-------------------	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--------



「法」という。）に関する事務（国有財産法施行令第6条第2項第1号ニに規定する財産に限る。）	(2) (1)の事項以外の法に関すること及び国有財産法施行令に関すること。							○											
-----------------------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の12の(11)の表5の(1)の項中「(高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。)」を削り、同表の12の(11)の表5の(6)の項中「又は」を「及び」に、「第7条」を「第7条ただし書」に改め、同表の12の(11)の表5の(9)の項中「又は」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の12の(11)の表5の(10)の項中「原状回復」を「原状回復等」に改め、同表の12の(11)の表5の(11)の項中「第13条」を「第13条ただし書」に改め、同表の12の(11)の表6の(3)の項中「第14条」を「第14条ただし書」に改め、同表の12の(11)の表6の(4)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の(11)の表6の(6)の項及び11の項中「(高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。)」を削り、同表の12の(11)の表12の(1)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の(12)の表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部 長	副 部 長	課 長			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部 長	副 部 長	課 長			

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」に改め、同表の12の(12)の表1の(1)の項中「策定（法第2条の3第1項）」を「策定及び変更（法第2条の3第1項及び第7項）」に改め、同表の12の(12)の表1の(3)の項中「第7条第1項」を「第7条」に改め、「(高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。)」を削り、同表の12の(12)の表1の(4)の項中「第8条第1項」を「第8条」に改め、同表の12の(12)の表1の(5)の項中「又は」を「及び」に、「(法第37条の8において準用する場合を含む。)」を「及び法第37条の8において読み替えて準用する法第10条第2項」に改め、同表の12の(12)の表1の(7)の項中「第35条」を「第35条第1項から第3項まで」に改め、「(高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。)」を削り、同表の12の(12)の表3の項中「漁港課」を「漁港漁場課」に改め、同表の12の(12)の表6の(1)の項中「又は」を「及び」に改め、「(高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。)」を削り、同表の12の(12)の表6の(2)の項中「又は」を「及び」に改め、「(高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。)」に改め、同表の12の(12)の表5の(2)の項中「〃」を「土木事務所長」に改め、同表の12の(12)の表5の(3)の項中「〃」を「土木事務所長（指定管理者が行うことができない場合に限る。）」に改め、同表の12の(12)の表5の(4)の項中「第14条第1項及び第3項」を「第14条第1項並びに同条第3項において読み替えて準用する条例第12条及び第13条ただし書」に、「〃」を「土木事務所長」に改め、同表の12の(12)の表5の(5)の項を同表の12の(12)の表6の項とし、同表の12の(12)の表4の項中「平成17年条例第79号」を「平成17年高知県条例第79号」に改め、同表の12の(12)の表4の(1)の項中「又は」を「及び」に、「(高知県高知土木事務所においては、高知県高知土木事務所高知港事務所長が専決することができる。)」を削り、同表の12の(12)の表4の(2)の項中「又は」を「及び」に、「及び土地」を「並びに土地」に、「及び変更」を「並びに当該許可を受けた事項の変更」に改め、同表の12の(12)の表4の(3)の項中「及び」を「及び当該許可を受けた事項の」に改め、同表の12の(12)の表4の(8)の項中「第12条」を「第12条ただし書」に改め、同表の12の(12)の表4の(13)の項中「原状回復」を「原状回復等」に改め、同表の12の(12)の表4の項を同表の12の(12)の表5の項とし、同表の12の(12)の表3の項の次に次のように加える。

4 国有財産法（以下この項において「法」という。）に関する事務（国有財産法施行令第6条第2項第1号ロ及びホ	(1) 国有財産の境界の確定の協議に関すること。（法第31条の3）										○									土木事務所長
	(2) (1)の事項以外の法に関すること及び国有財産法施行令に関すること。										○									

に規定する財産に限る。ただし、港湾法第37条第1項に規定する港湾隣接地域を除く。)																				
-------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の13の(1)の上表中

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	会計管理局长	会計管理局长次長	課室長			

を

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	会計管理局长	会計管理局长次長	課長			

に改め、同表の13の(1)の上表1の項中「出納代理金融機関」を「収納代理金融機関」に改め、同表の13の(1)の上表2の(2)の項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同表の13の(1)の上表3の(2)の項中「第4条及び第5条」を「第4条第2項及び第3項並びに第5条第8項」に改め、同表の13の(1)の下表を次のように改める。

事務の種類	事項(根拠条項)	決裁権者			備考
		会計管理局长	専決権者		
			会計管理局长次長	課長	
1 地方自治法施行令に関する事務	(1) 四国銀行県庁支店に対する支払の通知に関する事。 (地方自治法施行令第168条の3第2項)			○	課長が適当と認めるものについては、課長補佐等が専決する。
	(2) 歳計現金の管理及び運用に関する事。	○			
2 高知県予算規則(以下この項において「規則」という。)に関する事務	(1) 歳出予算の配当及び令達の通知の受理(規則第11条第2項及び第14条第4項)			○	課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
	(2) 歳出予算の流用及び予備費の充当通知の受理(規則第18条第2項及び第19条第2項)			○	〃
3 高知県会計規則(以下この項において「規則」という。)に関する事務	(1) 収入及び支出に係る更正決議書の通知の受理(規則第21条第1項及び第2項)			○	〃
	(2) 調定の通知の受理(規則第24条)			○	〃
	(3) 過誤納金の戻出の決定(規則第30条第1項)			○	〃
	(4) 過誤納金に係る充当決議書の通知の受理(規則第31条第1項)			○	〃
	(5) 収入未済歳入額繰越通知書及び内訳書による通知の受理(規則第42条第1項)			○	〃
	(6) 保管有価証券の受け払い(規則第			○	

	70条第1項及び第2項)					
4 高知県 財産規則 に関する 事務	不納欠損の処分の通知の受理（高知県 財産規則第159条第2項）			○		課長が適当と認める ものについては、課 長補佐等又は当該事 項を担当するチーフ が専決する。
5 その他 の事務	(1) 戻出命令確認入力の確認に関する こと。			○		課長が適当と認める ものについては、課 長補佐等が専決す る。
	(2) 当日緊急支払確認書及び明細書の 確認に関すること。			○		〃
	(3) 支払証発行管理簿の確認に関する こと。			○		〃

別表第3の13の(2)の表を次のように改める。

事務の種類	事項（根拠条項）		決裁権者			備考
			会 計 管 理 局 長	専決権者		
				会 計 管 理 局 次 長	課 長	
1 高知県 会計規則 (以下こ の項にお いて「規 則」とい う。)に 関する事 務	(1) 支出負担行 為の合議（規則 第44条第1項）	ア 1件1億円以上 のもの	○			
		イ 1件1,000万円 以上1億円未満の もの		○		
		ウ 1件1,000万円 未満のもの			○	課長が適当と認める ものについては、課 長補佐等又は当該事 項を担当するチーフ が専決する。
	(2) 給料、手当	ア 1件1,000万円		○		

(退職手当を除く。)、報酬、 賃金、恩給その他給与の確定し ているもの及び 共済費の支出の 決定（高知県給 与等集中管理特 別会計、高知県 用品等調達特別 会計及び高知県 会計事務集中管 理特別会計に係 るもの並びに一 般会計に係るも ののうち総務事 務センターにお いて支出負担行 為を決議したも のに係るものを 除く。）（規則 第48条第1項）	以上のもの					
	イ 1件1,000万円 未満のもの			○		課長が適当と認める ものについては、課 長補佐等又は当該事 項を担当するチーフ が専決する。
(3) 旅費の支出 の決定（規則第 48条第1項）	ア 1件1,000万円 以上のもの			○		
	イ 1件1,000万円 未満のもの				○	課長が適当と認める ものについては、課 長補佐等又は当該事 項を担当するチーフ が専決する。
(4) (2)及び (3)の事項以外 の支出の決定 (高知県給与等 集中管理特別会 計、高知県用品 等調達特別会計 及び高知県会計 事務集中管理特 別会計に係るも の並びに一般会 計に係るもの のうち総務事務セ	ア 1件1億円以上 のもの			○		
	イ 1件1,000万円 以上1億円未満の もの				○	
	ウ 1件1,000万円 未満のもの					○

	ンターにおいて支出負担行為を決議したものに係るものを除く。）（規則第48条第1項）							
(5) 歳入歳出外現金（所得税及び地方税に係るものを含む。）の受入れ及び払出しの受理（高知県給与等集中管理特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るものを除く。）（規則第68条第1項）	ア 1件1億円以上のもの	○						
	イ 1件1,000万円以上1億円未満のもの		○					
	ウ 1件1,000万円未満のもの			○				課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
(6) 本庁及び出先機関の会計検査に関すること。（規則第110条）			○					
2 その他の事務	支出命令確認入力の確認に関すること。（高知県給与等集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの並びに一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したものを（旅費を除く。）に係るものを除く。）			○				課長が適当と認めるものについては、課長補佐等が専決する。

別表第3の13の(3)の上表中

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者					合議先	備考	
		知事	専決権者						受任者
			副知事	会計管理	会計管理	課室長			

を「

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者					合議先	備考	
		知事	専決権者						受任者
			副知事	会計管理	会計管理	課長			

に改め、同表の13の(3)の上表1の項を次のように改める。

1 高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）に関する事務	(1) 資金前渡職員及びその補助者の指名（高知県給与支給事務集中処理規則第5条第3項）						○		
	(2) 給与システムへの登録の確認に関すること。								課長が別に定める。
	(3) 源泉徴収票の発行に関すること。								〃
	(4) 給与振込停止依頼等に関すること。						○		
	(5) 住民税に関すること。								課長が別に定める。

別表第3の13の(3)の上表2の項を削り、同表の13の(3)の上表3の(1)のウの項中「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表の13の(3)の上表中3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とし、同表の13の(3)の上表に次のように加える。

5 臨時的	(1) 社会保険及び雇用保険等								課長が
-------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	-----

任用職員及び非常勤職員の各種保険手続に関する事務	の手續に関すること。																		別に定める。
	(2) 源泉徴収票の発行に関すること。																		〃
	(3) 臨時的任用職員の退職に係る履歴書の発行に関すること。																		〃
6 その他の事務	諸手当・年末調整システムへの登録の確認に関すること。																		〃

別表第3の13の(3)の下表を次のように改める。

事務の種類	事項（根拠条項）		決裁権者				備考
			会計管理局長	専決権者			
				課長	課長補佐等		
1 高知県会計規則（以下この項において「規則」という。）に関する事務	(1) 物品（警察本部及び出先機関に属する物品を除く。）の出納、保管及び記録管理に関すること。（規則第5条第11項）			○			
	(2) 高知県給与等集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの並びに一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したもの（旅費を除く。）の支出の決定	ア 1件1,000万円以上のもの		○			
		イ 1件1,000万円未満のもの		○		課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。	

	(規則第48条第1項)																		
	(3) 高知県給与等集中管理特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係る歳入歳出外現金（所得税及び地方税に係るものを含む。）の受入れ及び払出しの通知の受理（規則第68条第1項）	ア 1件1,000万円以上のもの		○															
		イ 1件1,000万円未満のもの			○														課長が適当と認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。
2 高知県財産規則に関する事務	重要物品等の取得、管理及び処分協議に関すること。（高知県財産規則第75条）				○														
3 その他の事務	高知県給与等集中管理特別会計、高知県用品等調達特別会計及び高知県会計事務集中管理特別会計に係るもの並びに一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出負担行為を決議したもの（旅費を除く。）に係る支出命令確認入力の確認に関すること。				○														課長が適当と認めるものについては、課長補佐等が専決する。

別表第3備考1中「課室長」を「課長」に、「課室長が」を「課長が」に、「課室長補佐等」を「課長補佐等」に改め、同表備考4中「又は土木技術監」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。